独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
令和元年度における業務の実績に関する評価

令和２年９月

文 部 科 学 大 臣

１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第４期）
	中期目標期間	平成 28 年～令和２年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、八田和嗣
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、坂本修一

３．評価の実施に関する事項
令和２年７月１６日　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の評価等に関する有識者会議に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし。

１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
		B	B	B	B	
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるとともに、全体としては、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献に関して、研究活動の外部評価（計画値 100%に対して実績値 90.9%）については目標を下回ったものの、研究課題の実施件数（計画値 10 課題に対して実績値 11 課題）及び研究成果の教育現場等での活用状況（計画値 50%以上に対して実績値 82.9%）については目標を達成したことが評価できる。 ○各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 97.2%）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 94.4%）、講義配信の受講登録数（計画値 4,000 人以上に対して実績値 5,916 人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 1,000 人に対して実績値 1,323 人）のいずれにおいても目標を達成したことが評価できる。 ○総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進に関して、研究所セミナーの参加者満足度（計画値 85%以上）は、令和元年度の実施が新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となったため、実績値の測定不可となったが、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度４回に対して実績値４回）、講師派遣の派遣人数（計画値 435 人以上に対して実績値 439 人）について目標を達成したことが評価できる。 ○インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与に関して、地域実践研究の実施件数（計画値 15 件に対して実績値 15 件）、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（計画値 90%以上に対して実績値 100%）、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数（計画値 460 件に対して実績値 472 件）のいずれにおいても目標を達成したことが評価できる。 ○業務運営の効率化に関する事項に関して、退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理費３％以上の業務の効率化（計画値対前年比△３％に対し実績値 14.0%）については目標を下回ったものの、退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比業務経費１％以上の業務の効率化（計画値△１％以上に対し実績値△6.9%）については目標を上回ったことが評価できる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	【特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献】（Ｐ８～９参照） ・教育における ICT 環境の整備・充実が進められる中、これからの特別支援教育において求められるものや本法人の役割について整理・検討し、時代の変化に対応した特別支援教育の充実を図ること。 ・国の特別支援教育に関する政策・施策を達成するため、文部科学省と緊密に連携し、政策動向に即応した機動的な研究の推進及び研修の企画立案・実施に取り組むとともに、その調査研究成果及び研修成果を全国に還元すること。 ・最も活用された成果物の活用度の数値は 60%台と、着実に上昇し評価できるが、研究成果が一層教育現場で使用されるよう、研究成果のアウトプット方法、活用方法の更なる改善を図られたい。 ・評価システムを改善し、研究課題の多くが国や教育委員会等の施策推進に寄与することができつつあるが、国の政策立案に関する研究のテーマ設定の更なる充実が望まれる。

	・研究を戦略的かつ効果的に推進するために、特別支援教育関係者のみではなく、通常の学級の教師に対する働き掛けなど、多面的に特別支援教育について理解を求めることが必要である。 【各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成】（P.17～18 参照） ・各種研修について、募集人員に対する参加率が 85%を下回る場合や各都道府県によって差が生じている場合は、聞き取りを行い、その必要性や内容の見直しを図ることが望ましい。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、ICT の活用を求められていることから、引き続き、教職員向けコンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコンテンツの制作を行うとともに、新たに構築した講義配信システム（学びラボ）の周知徹底を図るための方策を講じることが必要である。また、ICT 活用における教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図ることが求められている。 ・「学びラボ」に関しては、特別支援学校及び小学校に比して、中学校及び高等学校の登録者数が少ないため、これらの参加者の増加を図ることが必要である。 ・インターネット等を通じた免許法認定通信教育について、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討し、特別支援学校教諭免許状の取得率向上に寄与する必要がある。 【総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進】（P.26～27 参照） ・特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関との共同事業の実施等連携を強化する必要がある。 ・大多数が集まる対面での研修やセミナー、イベント等の実施、職員の派遣等が困難であることが想定されるため、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をする必要がある。 ・ホームページに掲載するコンテンツの充実を図るとともに、「予備調査」の結果を入念に分析し、あらゆる機会をとらえて、国・都道府県の特別支援教育関係者以外の者に対しても周知を図る必要がある。 ・NISE チャンネルについて、情報の受け手が常に最新の情報を受け取れるよう、内容の更新を必要に応じて行うとともに、より多くの方に登録いただくよう、周知宣伝の工夫を行う必要がある。 ・国の政策立案に寄与することを目的とした諸外国の特別支援教育の動向の把握・分析を行う必要がある。 【インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与】（P.36-37 参照） ・地域実践研究に関して、インクルーシブ教育システムの全国的な構築のため、これまで参加したことがない都道府県や市町村の教育委員会に積極的に働き掛けるなどし、地域の課題解決指導者の育成を図られたい。また、研修成果の効果的な活用方法及びその共有についても引き続き発信・普及願いたい。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、今後も、オンライン教育に関する実例など、昨今の政策に即した事例を追加するとともに、利便性の更なる向上を図る必要がある。 【業務運営の効率化に関する事項】（P.44 参照） ・業務経費削減の目標は達成できた一方、管理経費については、業務改善の一定の効果は見られたものの目標には届かなかった。引き続き業務改善につながる取組を検討の上、積極的に実施する必要がある。 ・その他、中期計画及び年度計画に即した適切な執行が求められる。 【財務内容の改善に関する事項】（P.48 参照） ・老朽化した施設・設備の計画的な改修・更新及び有効活用を推進する必要がある。 【その他業務運営に関する重要事項】（P.53 参照） ・我が国の特別支援教育推進のためには、研究所に隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力が不可欠である。学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究や共同事業を推進していくためにも、連携を基盤に、体制の充実や取組を加速する必要がある。

その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	該当なし。
その他特記事項	特になし。

※　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度		
Ⅰ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項							
１．特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	B○	B○	B○重	B○重		１－１	
２．各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A○	A○	A○重	A○重		１－２	
３．総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	B○	B○	B○重	B○重		１－３	
４．インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	B○	B○	B○重	B○重		１－４	

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
１．業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
１．財務内容の改善に関する事項	B	B	B重	B重		3	
Ⅳ．その他の事項							
１．その他の事項	B	B	B	B		4	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※５　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80％以上 100％未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

Ｓ：－

Ａ：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。）。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。）。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策目標２　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標２－８　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	（重要度「高」:（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要な役割を果たす活動であるため	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号　0118、0119

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
研究課題の実施件数	毎年度 10～11 件	－	10 件（28 年度計画値：10 件）	10 件（29 年度計画値：10 件）	10 件（30 年度計画値：10 件）	11 件（元年度計画値：11 件）	
研究成果の教育現場等での活用状況	50%以上	－	30%	46.6%	70.5%	82.9%	
研究活動の外部評価（5 段階で 4 以上の割合）	100%	100%	100%	100%	100%	90.9%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算額（千円）	242,447	231,250	241,638	248,577	
決算額（千円）	240,352	232,614	230,409	213,282	
経常費用（千円）	240,613	232,393	231,641	212,472	
経常利益（千円）	△4,182	561	△2,085	16,495	
行政サービス実施コスト（千円）	218,093	226,320	225,767	－	
行政コスト（千円）	－	－	－	298,568	
従事人員数	19	17	21	15	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 権利条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。	（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ①　研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後５年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ　基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究 （横断的研究）各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究（原則５年間） （障害種別研究）各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則２年間） ロ　地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究（メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則２年間） ②　基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、毎年度概ね 10～11 課題を実施する。	（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ①　「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ　基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究、障害種別研究） ロ　地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究 ②　基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究７課題、地域実践研究４課題を実施する。 イ　令和元年度は、基幹研究を次のとおり実施する。 ｉ）平成 30 年度からの継続研究	＜主な定量的指標＞ ・国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度10件程度実施する。 ・教育現場における研究成果の活用状況を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 ＜その他の指標＞ ・研究成果について、国へ提供するとともに、都道府県等教育委員会はもとより広く一般に公開したか。また、サマリー集やリーフレット等を作成し、効果的な還元を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①　戦略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や新学習指導要領等の本格実施に向けて特別支援教育における教育課程に関する研究が重要であること等を踏まえて、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究として以下に示す基幹研究７課題、地域実践研究４課題の計 11 件の研究を実施した。また、研究は④に示しているとおり、戦略的かつ組織的に推進した。なお、これ以外に外部資金研究 22 件、受託研究３件を実施した。 ②　基幹研究７課題と地域実践研究４課題の実施 令和元年度に実施した研究成果の概要は以下のとおり。 イ　令和元年度の基幹研究の実施 ｉ）平成 30 年度からの継続研究 （基幹研究：横断的研究） ・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究－インクルーシブ教	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 研究基本計画に基づき、基幹研究（横断的研究）２件、基幹研究（障害種別研究）５件、地域実践研究４件、合計 11 件を実施した。その際、研究課題に応じて全研究職員が障害種を横断して研究チームを編成するとともに、それぞれに外部の研究協力者・機関を委嘱し、研究を行った。 主務大臣の指摘事項（「平成 30 年度における業務の実績に関する評価」）である研究成果の活用度について、研究成果報告書、研究成果報告書サマリー集に加えてリーフレット、ガイドブック等の研究成果物を含めた活用状況の調査を行うとともに、研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図るため、別途、全国の特別支援教育センター51 機関を対象としてメールによる調査を実施した。 その結果、全 22 の成果物のうち、最も多く利用された成果物（特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当て	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献に関して、研究活動の外部評価（計画値 100％に対して実績値 90.9％）については目標を下回ったものの、研究課題の実施件数（計画値 10 課題に対して実績値 11 課題）及び研究成果の教育現場等での活用状況（計画値 50％以上に対して実績値 82.9％）については目標を達成した。 ・国の施策推進を行う機関として、研究成果をリーフレットやガイドブックにする等、分かりやすい資料として発行されていることは大きく評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・最も活用された成果物の活用度の数値は 60％台と、着実に上昇し評価できるが、研究成果が一層教育現場で使用されるよう、研究成果のアウトプット方法、活用方法の更なる改善を図られたい。 ・評価システムを改善し、研究課題の多くが国や教育委員会等の施策推進に寄与すること

	研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】 ・インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する。(平成 23 年度：16 件、平成 24 年度：10 件、平成 25 年度：10 件、平成 26 年度：11 件、平成 27 年度：11 件) ・教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等)を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 【重要度：高】【優先度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動		（基幹研究：横断的研究） ・我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究(平成 28～令和２年度) ・特別支援教育における教育課程に関する総合的研究（平成 28～令和２年度） （基幹研究：障害種別研究） ・聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究－乳幼児を対象とした地域連携－（平成 30～令和２年度） ・言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究（平成 30～令和元年度） ⅱ）令和元年度から新規に行う研究 （基幹研究：障害種別研究） ・知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発−授業づくりを中心に−(令和元～２年度) ・小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究（令和元～２年度） ・社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究 ―発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導の在り方に焦点を当てて－（令和元～２年度）		育システム構築の評価指標（試案）の検証－」 →実際に園・学校に使用してもらい、その活用事例を収集して、学校の実情を踏まえた「インクル COMPASS（試案）」の活用例を提案した。 ・「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題－」 →全国の特別支援学校（高等部）及び高等学校へ、新しい学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などの把握のための調査を実施した。 （基幹研究：障害種別研究） ・「聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究－乳幼児を対象とした地域連携－」 →４つの自治体の教育・医療・福祉機関への訪問調査の結果を検討し、各自治体がどのように、難聴乳幼児の早期支援体制を構築していったのかについて整理した。 ・「言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究」 →ことばの教室の担当者へのアンケート調査の結果、及び言語障害のある中学生及び小学６年生とその保護者への面接調査結果を踏まえて言語障害のある中学生の指導・支援を充実させるための方策を考察・整理した。 ⅱ）令和元年度から新規に行った研究 （基幹研究：障害種別研究） ・「知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発－授業づくりを中心に－」 →知的障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの考え方や合理的配慮の提供方法等を整理するとともに、教育現場において実際的な指導の効果をもたらし、担当者の実践意欲を高めるような専門性向上のためのサポートキットを検討した。 ・小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を	てー(リーフレット))は回答機関の 61.7%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した。少なくとも１つの成果物について「特に活用できた」「活用できた」とした回答は 82.9%であった。なお、半数以上の機関は「特に活用できた」あるいは「活用できた」成果物を少なくとも 11 挙げていた。 また、終了課題について研究成果報告書、研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付した。また、リーフレットについては研究所のホームページで公開したり、地域の指導的立場にある者を対象とした研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。 以上により目標を達成した。 ＜課題と対応＞ 研究成果の活用については、定量的指標は達成した一方で、最も活用された成果物の活用度の数値が 60%台（平成 30 年度は 50%台）に留まっていることから、研究所が主催する研修の方法の工夫、改善を行うとともに、教育現場でより活用しやすい成果	ができつつあるが、国の政策立案に関する研究のテーマ設定の更なる充実が望まれる。 ・研究を戦略的かつ効果的に推進するために、特別支援教育関係者のみではなく、通常の学級の教師に対する働き掛けなど、多面的に特別支援教育について理解を求めることが必要である。 ＜その他事項＞ 有識者からは以下のような意見があった。 ・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の検証－」は、我が国における構築に向けて、重要となる研究であると高く評価できる。 ・知的障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの考え方や合理的配慮の提供方法等の整理を図ろうとする「知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発－授業づくりを中心に－」は、一人一人の児童生徒を対象とした合理的配慮に向けての方向性や在り方の研究となっており評価できる。 ・今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業を受け、オンライン授業等、ICT の活用が課題となった。ICT の活用については、これまでも取り組まれてきたことではあるが、オンライン授業の取組も

	を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要度、優先度は高い。				活用した授業改善に関する研究 →言語障害のある中学生の指導・支援を充実させるための方策を考察・整理した。 ・社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究－発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導の在り方に焦点を当てて－ →全国の小中高等学校の発達障害を対象とする通級指導教室に対してのアンケート調査や、発達障害のある児童生徒の指導・支援に携わっている研究協力者・機関を対象としたインタビュー調査を行った。	物の作成・普及を図っていく。特別支援教育センターや学校での研修においてその根拠となる調査データなどの研究成果や、学校現場で活用しやすいリーフレットや実践事例集等の研究成果物の提供を一層行っていく。	重要である。特に、タブレット等を用い、家庭学習を進める場合において、障害のある児童生徒の有効的な活用方法や影響面等、通常の学級で行われているオンライン授業とは異なる課題がある。今後、研究としても、喫緊に取り組まなければならないと考える。 ・診断名や疾病ではなく「困難」に焦点が当てられる昨今の特別支援教育において、横断的研究の果たす意義は大きい。今後も柔軟なチームのもと、研究を推進することが望ましい。 ・障害種の横断は、これまでにも小学校では、知的障害と情緒障害とが一緒に授業を行うことで、良い成果を上げている事例も多く認められている。法律上、障害種の横断については、難しい面もあるが、児童生徒の立場から障害種の横断により、より良い教育的な効果や成果があると認められる場合は、積極的に行う方向が認められるよう、さまざまな整備が求められる。
			ロ　令和元年度は、地域実践研究を次のとおり実施する。 ｉ）平成 30 年度からの継続課題 ・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究（メインテーマ） a 就学に関する教育相談、就学先決定に関する研究（サブテーマ） b インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究（サブテーマ） ・インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究（メインテーマ） a　多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究（サブテーマ） b　学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究（サブテーマ）		ロ　地域実践研究 令和元年度は、長期派遣型に４県から５件の参画を、短期派遣型に１県７市２町から 10 件の参画を得て、指定研究協力地域と協働し、都道府県等教育委員会から派遣された地域実践研究員とともに研究を推進し、地域の課題を解決する知見を得た。また、４県市・５会場において「地域実践研究フォーラム」及び研修会等を実施し、地域や学校が直面する課題の解決に貢献する成果を得た。［詳細はＰ34-35 に掲載］		
		③　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策	③　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与する		③　研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善（研究ニーズ調査） 平成 30 年 12 月 12 日～令和元年１月 31 日にかけて、全国の都道府県、市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、特別支援学校、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、令和元年度に実施する研究課題及び第４期中期目標期間における５年間に実施予定の研究課題についてのニーズ調査を研究所のホームページ上で実施した。 その結果、令和元年度の新規研究課題（４課		・即教育現場で役立てる研究と、先を見据えた方向性を示す研究と、短期的・長期的の両面の視点にたった研究が必要であり、研究の多様性が重要である。実践的な研究に目がいきがちであるが、長期的な基礎的研究や国の施策に基づいた方向性を示す研究も継続して大事にしていただきたい。

		推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。	よう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書やサマリー集のほか、教育現場で活用しやすいリーフレットやガイドブック等を作成し、それらの活用方法の周知を含め、研究成果の効果的な還元を図る。		題）について 764 件、第４期中期目標期間における５年間の研究計画について 158 件の回答があった。この回答を踏まえて、教育現場で活用しやすい研究成果物の提供、取り上げる事例についての内容の改善、医療・福祉・労働機関と連携した研究の充実を図るなど、「研究実施計画」の改善を行うとともに、その工夫や改善の方向性については研究所のメールマガジンを通じて公開した。また、第４期中期目標期間における５年間の研究計画についての意見は、各研究班による研究基本計画の改定の検討を行う際の参考資料とするなど、研究計画や内容の改善を図った。 ・研究成果の公開 全ての終了課題で、研究成果報告書を作成するとともに、それらを簡潔にまとめた研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付したほか、リーフレットを含めて、研究所のホームページで公開したり、研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。		
		④　研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。	④　研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者、研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。		④　研究チームの編成と各種関係機関・団体との連携 文部科学省の特別支援教育調査官等に加え、都道府県等教育委員会、各種学校長会、特別支援学校、専門的な知見を有する大学教員、国立教育政策研究所の研究官等を研究協力者として委嘱した。 横断的研究及び地域実践研究では、研究課題に応じて全研究職員41名が障害種を横断して柔軟な研究チームを構成するなど、それぞれの専門性を生かした研究を推進する体制とした。 基幹研究の実施にあたり、文部科学省から示された政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、関係する研究班等が全国特別支援学校長会の実施する各種調査の設計・分析等に協力し調査結果を共有している。特に、全国聾学校長会から「特別支援学校（聴覚障害）における指導等に		

					関する実態調査」のデータ提供を受け、全国聾学校長会と聴覚班が連携し、調査結果の分析を行った。研究成果についても全国聾学校長会を通じて全国の聾学校に普及することとしている。		
		⑤　終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）について毎年度アンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。	⑤　終了した研究課題について、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）のアンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、各都道府県の特別支援教育センター等へ訪問調査を行うなど、研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図る。		⑤　活用度調査の改善と実施 令和元年度は、次のような内容で調査を実施した。 ・調査期間 令和２年３月６日～令和２年３月 31 日 ・調査内容 平成 28 年度及び 29 年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等 22 の成果物の現場における課題の改善への活用等についての意見招請 ・調査対象 都道府県等教育委員会、特別支援教育センターの計 207 件 ・結果 128 件の回答（回収率は 61.8%）があり、最も多く利用された成果物は「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて－（リーフレット）」であり、回答した機関の 61.7%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した。続いて「平成 29 年度研究成果報告書サマリー集」と「自閉症のある子どもの指導目標の設定・見直しにおけるポイント－子どもの主体的な学びを引き出すために－（リーフレット）」が共に 60.9%となった。また、全 22 の成果物のうち「特に活用できた」と「活用できた」を合わせた成果物の数が１つ以上あった機関の割合は 82.9%であり、11 以上の機関の割合でみても 51.2%であり、半数以上の機関が少なくとも 11 以上の成果物を活用していた。なお、特別支援教育センター82 機関に対して、別途、メールによる調査を実施した結果（回答機関数 51 機関、回収率 62.2%）では、研究成果報告書サマリー集については、すぐに利用できる場所において利用しているとの回答が多かった（51 機関中 42 機		

					関、82.4%)。また、研究成果の活用の具体的内容について自由記述での回答を求めた結果では、同センターにおける研修のための資料の作成のために、研究成果が、その根拠となるデータとしての利用を含めて活用されていることや、各学校における研修で、研究成果としての調査結果やチェックリスト等が活用されていることが分かった。		
	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、ＰＤＣＡサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。 【指標】 ・研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で４以上）を得る（平成 23 年度～平成 26 年度実績：全ての研究で４以上の評価）。	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ①　「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ①　「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	＜主な定量的指標＞ ・外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で４以上）を得る。 ＜その他の指標＞ ・研究区分の特性に応じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、ＰＤＣＡサイクルを重視して評価システムを運用する。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①　内部評価と外部評価 内部評価として、研究の実施期間中に行われる中間評価（10 月実施）、研究開始年度の年度末に行われる中間評価と最終年度の年度末に行われる最終評価を行った。 外部評価は、研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される外部評価部会が以下のとおり行った。 （外部評価） ・期間 令和２年４月～令和２年５月 ・対象課題 基幹研究７課題 地域実践研究４課題 ・評価結果 A+、A、B、C、C-の５段階で評価を実施し、11 課題のうち、A+評価が３課題、A評価が７課題、B評価が１課題であった。 なお、A+であった課題は以下のとおりである。その他の課題はA評価。 ⅰ）最終評価（令和元年年度終了課題） ・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究」 →　評価：A+ ・「インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究」 →　評価：A+ ⅱ）中間評価（令和２年度への継続課題） ・「小・中学校における肢体不自由のある児童生	＜根拠＞ 令和元年度に実施した基幹研究７課題及び地域実践研究４課題について、内部評価及び外部評価を実施した。外部評価において全 11 課題のうち３課題がA+(終了課題２、継続課題１)、７課題がA、継続課題の１課題がBとなり、全 11 課題のうち、継続課題の１課題を除いた 10 課題で５段階中４以上の評価となった。 基幹研究と地域実践研究で異なる評価の観点を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行うとともに、定性的な評価も行う評価票を用いて、各研究課題に対応した評価を実施した。これらによって、研究活動の質的向上につなげた。 評価結果は理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCA サイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。	有識者からは以下のような意見があった。 ・内部評価及び外部評価は、時間の経緯の中で変わることもある。ある一定期間をおいて再度評価し直すことも必要である。 また、PDCA サイクルについても、短期的なものと長期的なものとの併用を行うことによって、評価の視点を多面的・多角的に持つことも必要である。 ・定量的な評価が適する場合と、定性的な評価が適する場合もあり、研究対象に対しての適切な評価が重要である。

		②　研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、ＰＤＣＡサイクルを重視して評価システムを運用する。	②　研究の評価に当たっては、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実など評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、ＰＤＣＡサイクルを重視して評価システムを運用する。		徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究」 →　評価：A+ ②　評価システムの改善 令和元年度は、平成 30 年度に引き続き、評価の観点として、国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。また、年度末実施の中間評価については、研究の進捗状況を中心にした総合評価とし、次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求める項目を設定し、研究の質的向上につながる評価を行った。 地域実践研究については、これらに加えて指定地域での課題解決の見込みについて項目を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。 また、評価においては、定性的評価も行うため、記述による評価の記入を行う評価票を用いた。 内部評価、外部評価の評価結果については、評価結果の確定後に、理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックし、指摘への対応状況について次の段階の自己評価の際に様式に記入させ、具体的な報告を求めるなど、PDCA サイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。	以上により目標を達成した。 ＜課題と対応＞ 外部評価で全ての課題が５段階中４以上の評価とならならなかったこと（継続課題の 1 課題のみ５段階中３の評価）について、高い評価を得るため、内部評価において、研究の進捗、研究成果の見込みの十全な評価を行うとともに、研究の改善・充実のための方策についてより一層具体的な意見を求めるなど、改善を図る。 評価項目、評価方法についてはその改善のため不断の見直しを行い、他の独立行政法人等の評価システムを参考とするなど評価システムの充実を図ることとしている。	

４．その他参考情報
予算額と決算額の差が 10%以上であるが、当初の計画に比べ効率的に執行したことが大きな要因である。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成		
業務に関連する政策・施策	政策目標２　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標２－８　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第１項第２号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」:（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 　各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号 0118、0119

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況	80%以上	－	100%	100%	94.4%	97.2%	
研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況	80%以上	－	96.4%	96.4%	93.3%	94.4%	
講義配信の受講登録数	中期目標期間終了までに、4,000 人以上	－	1,877 人（28 年度計画値：800 人以上）	2,722 人（29 年度計画値：2,400 人以上）	3,876 人（30 年度計画値：3,500 人以上）	5,916 人（元年度計画値：4,000 人以上）	
免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	中期目標期間終了までに、3,000 人以上	－	551 人（28 年度計画値：300 人以上）	1,470 人（29 年度計画値：700 人以上）	1,574 人（30 年度計画値：1,000 人以上）	1,323 人（元年度計画値：1,000 人以上）	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算額（千円）	247,370	285,147	215,297	177,619	
決算額（千円）	202,561	235,631	192,395	260,306	
経常費用（千円）	202,404	253,947	210,682	233,268	
経常利益（千円）	△16,173	△13,800	△13,644	141	
行政サービス実施コスト（千円）	194,259	253,947	210,682	－	
行政コスト（千円）	－	－	－	308,846	
従事人員数	13	15	12	13	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（1）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集中と選択の観点から、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を早急に策定すること。 さらに、研修を通じ	（1）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ①　研修の背景･必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これに基づき、次の研修を実施する。 イ　特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に､障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約２か月間の宿泊研修） ・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース （視覚障害教育専修プログラム） （聴覚障害教育専修プログラム） （肢体不自由教育専修プログラム） （病弱教育専修プログラム） ・知的障害教育コース （知的障害教育専修プログラム） ・発達障害・情緒障害・言語障害教育コース （発達障害･情緒障害教育専修プログラム） （言語障害教育専修プログラム） ロ　インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会:各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に､特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識･技能等の向上を図る研修(各２～３日間の宿泊研	（1）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ①　「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。 イ　特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約２か月間の宿泊研修） （第一期）知的障害教育コース 募集人員：70 名 実施期間：令和元年５月 13 日～令和元年７月 12 日 （第二期）視覚障害･聴覚障害･肢体不自由･病弱教育コース 募集人員：70 名 実施期間：令和元年９月２日～令和元年 11 月８日 （第三期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集人員：70 名 実施期間：令和２年１月８日～令和２年３月 13 日 募集人員計：210 名 ロ　インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各２日間の宿泊研修） ・高等学校における通級による指導に関わ	＜主な定量的指標＞ ・研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上 ＜その他の指標＞ ・研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また､研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習･研究協議等の演習形式を多く取り入れる等プログラムの工夫を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①「研修指針」に基づく研修の実施 ・　当研究所の研修は、第４期中期計画に基づき、研修の背景･必要性、研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（平成 28 年３月）し、実施している。 イ　特別支援教育専門研修について ・　インクルーシブ教育システムの充実に向け､各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、専門性の向上や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。 ・　令和元年度特別支援教育専門研修の募集人員は、前年度同様計 210 名としたが、研修修了者数は 232 名であり、募集人員に対する参加率は 110.5%となった。 ロ　インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会について 特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応し、年度計画どおりに３つの研究協議会を実施した。 ・　高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会の受講者数は 112 名で、募集人員に対する参加率は平均で 111.5%であ	＜評定と根拠＞ 評定：A 特別支援教育専門研修受講者の指導的役割の実現状況、自己目標の実現状況の達成度は 121.5%と 124.6%であり、おおむねA評価の基準を達成した。 また、国の政策課題に対応して高等学校における通級による指導に関する指導者研究協議会を実施した。さらに、発達障害教育実践セミナーでは、研修成果がより広く普及するよう、研修担当指導主事に対するセミナーとして内容の見直しを行った。くわえて、特別支援学校「体育･スポーツ」実践指導者協議会では２日間開催とし、より多くの実践を学びたいという受講者のニーズに応える改善を図った。 その他、全ての研修、協議会において、学習指導要領改訂に対応したカリキュラムの見直しや、昨年度の参加者アンケート等を参考に内容の見直しを行った。 ＜課題と対応＞ 特別支援学校の学習指	評定　A ＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成に関して、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 97.2%）、研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況（計画値 80%以上に対して実績値 94.4%）、講義配信の受講登録数（計画値 4,000 人以上に対して実績値 5,916 人）、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数（計画値 1,000 人に対して実績値 1,323 人）のいずれにおいても目標を達成した。 また、昨年度から引き続き、高等学校における通級による指導に関する指導者研究協議会及び発達障害教育実践セミナーを実施し、後者については、研修成果がより広く普及するよう、研修担当指導主事に対するセミナーとして内容の見直しを図るなど、単なる前例踏襲とせず、ニーズに応じて工夫を加えている点を評価できる。 さらに、インターネットによる講義配信については、学習指導要領の改訂を踏まえた内容の充実や、アクセサビリティに

	て、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、ＰＤＣＡサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。 【指標】 ・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る。 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る。 【優先度：高】 各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。	修） ・就学相談・支援指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 ・特別支援教育のＩＣＴ活用に関わる指導者研究協議会	る指導者研究協議会（連続型） 募集人員：100 名 実施期間：第１回 令和元年５月７日～８日 第２回　令和元年 11 月 21 日～22 日 ・特別支援教育におけるＩＣＴ活用に関わる指導者研究協議会 募集人員：70 名 実施期間：令和元年７月 22 日～23 日 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 募集人員：70 名 実施期間：令和元年 11 月 14 日～15 日 ハ　特別支援学校寄宿舎実践指導者協議会：全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会 募集人員：60 名 実施期間：令和元年７月 30 日 ニ　特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会：全国特別支援学校長会と連携し、特別支援学校の体育・スポーツ活動に関して指導的立場に立つ教員等を対象として、実践交流・情報交換を通じて、体育・スポーツ指導の専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の充実を図る協議会 募集人員：60 名 実施期間：令和元年８月 20 日～21 日 ②　上記のほか、家庭と教育と福祉の連携を推進する「トライアングル」プロジェクトにおいて求められている指導的立場となる者に対する研修として、発達障害教育実践セミナーを実施する。 発達障害教育実践セミナー：教育委員会及び教育センター等の研修担当指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域に		った。 ・　特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会の受講者は 77 名で、募集人員に対する参加率は 110%であった。 ・　交流及び共同学習推進指導者研修協議会の受講者数は 69 名で、募集人員に対する参加率は 99%であった。 ハ　特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会は、全国特別支援学校長会との連携研修であり、受講者は 63 名で、募集人員に対する参加率は 105%であった。寄宿舎指導員の研修の機会が全国的に少ない中、受講者からは有意義であったとのプラス評価が 97%で満足度の高い協議会となった。 ニ　特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会について 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会は、全国特別支援学校長会との連携研修であり、受講者は 45 名で、募集人員に対する参加率は 75%であったが、受講者からは有意義であったとのプラス評価が 100%で特に満足度の高い協議会となった。 ②　発達障害教育実践セミナーについて 家庭と教育と福祉の連携を推進する「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえ「発達障害者支援における家庭と教育と福祉の連携を推進するための教員研修の在り方」をメインテーマとした。また、参加対象を「都道府県・指定都市・中核市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事」に絞り、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を推進するための	導要領の改訂や高等学校における通級による指導の制度化等、新たな教育課題へ迅速に対応できるよう研究成果を十分に研修に反映させることが必要となってきている。このため、受講者や教育委員会等のアンケート等を基にカリキュラムの改善を図る等、不断の見直しを行い、PDCA サイクルを十分に機能させ、第五期に向けて、研修事業の在り方の検討を早急に進めていく必要がある。	配慮するなどの工夫を評価できる。 ・高等学校における通級による指導に関しては、研修カリキュラムの改善だけでなく、積極的に各学校と関わっていた。適切な助言もあり、各学校の校内支援体制や授業作りなどにおいて成果が見え始めている。実践発表等で地域に還元することができ、小中学校の先生方も含め参考になるような内容となっている。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・各種研修について、募集人員に対する参加率が 85%を下回る場合や各都道府県によって差が生じている場合は、聞き取りを行い、その必要性や内容の見直しを図ることが望ましい。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、ICT の活用を求められていることから、引き続き、教職員向けコンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコンテンツの制作を行うとともに、新たに構築した講義配信システム（学びラボ）の周知徹底を図ための方策を講じることが必要である。また、ICT 活用における教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図ることが求められている。 ・「学びラボ」に関しては、特別支援学校及び小学校に比して、中学校及び高等学校の登録者数が少ないため、これらの参加

			おける発達障害教育の実践的な指導力の向上を図るセミナー 募集人員：100 名 実施期間：令和元年 7 月 17 日～7 月 18 日		研修の充実を図ることを主な目的とした。 参加者からは、「行政説明については、両省から最新の情報を交えてお話を聞くことができ、非常に有意義だった。」「基調講演では、子どもと親を医療の面からとらえて感じている内容だったので、視点の転換をすることができた。」「パネルディスカッションの 3 名の方の話は一人一人じっくり聞きたい内容でした。」「各地の実践は、取り入れたいものが多かったです。」などの感想が寄せられた。実施後のアンケートも満足度が98%となり、満足度の高いセミナーとなった。 なお、当日の基調講演の資料を、当研究所発達障害教育推進センターウェブサイトに掲載し、誰もが閲覧できるよう利便を図った。		者の増加を図ることが必要である。 ・特別支援学級や通級による指導の担当教師の特別支援学校教諭免許保有率は依然として低く、講習を受ける機会の確保が難しい現職の教師にとって、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得については、今後も期待が寄せられるところである。しかし、目標は上回っているものの、前年度より単位取得者数が減っており、実施方法も含め、その原因を分析し、今後に生かされたい。
		② 研修の実施に当たっては、教職員支援機構などの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。	③ 研修の実施に当たっては、独立行政法人教職員支援機構をはじめとする関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。		③ 研修カリキュラムの見直し等について 特別支援教育専門研修及び各研究協議会の修了直後のアンケート等を踏まえ、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義となるよう担当講師への要請、最新の研究成果を各障害種の教育論の講義に取り入れるなどのカリキュラムの見直し等を行った。 また、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応するため、平成 30 年度より制度化された高等学校における通級による指導について、より実践的な内容となるようカリキュラムの見直しを図った。発達障害教育実践セミナーでは、喫緊の課題である通級による指導担当者の実践的指導力の向上を目指し、より具体的な内容とするなどの見直しを図った。さらに、今後開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けた機運の高まりを受け、各地域で障害者スポーツの振興が図られるよう、特別支援教育専門研修において、障害者スポーツ等に関わる講義・演習を取り入れた。その他、全ての研修において新学習指導要領に対応した内容となるよう見直した。 （主な改善例） ・ インクルーシブ教育システムの充実を図るため、特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」等において、小・中学校等に在籍している支援の必要な児童生徒への指導内容・方法等		＜その他事項＞ 有識者からは以下のような意見があった。 ・専門研修に関しては参加者数、修了後・1 年後の評価も高く、指導的な立場の教員の育成に効果があったと認められる。 ・「トライアングルプロジェクト」をベースとしたテーマ設定、講師選定、研修内容全てが計画的に設定されており、今日的課題に対応している。各地の研修内容に関する発表は、各自治体の研修センターが果たす機能について考えるきっかけとなった。 ・「インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会」の中でも、特に高等学校に関して、今後、重要となる。特別支援学校の高等部と高等学校における通級による指導

					に関する内容を増やすとともに、研究成果や新学習指導要領、高校通級に関わる内容等、国の最新情報や最新の調査結果を取り入れるなど、講義内容について随時見直しを行った。 ・　「教育と医療・保健・福祉・労働との連携」の講義において特別支援学校の地域支援（センター的機能）を意識した内容とした。 ・　受講者が指導者として活躍できるよう共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。 ・　障害者スポーツについては、特別支援教育担当教員が啓発していくことの重要性に鑑み、専門研修において「障害者スポーツの概要と実践」を取り入れた。 ・　高等学校における通級による指導の国の政策動向を踏まえ、導入に向けての経緯、検討課題、留意点等についての講義や、既に導入している教育委員会、高等学校の取組の紹介を取り入れた。また、連続型の研修であることを生かして時間を置いて課題を整理するなど、より実践的な研修を実施した。さらに、指導実践の充実に向けて、自立活動に基づいた指導内容を検討する演習を行うなどの内容を取り入れた。		との関係等、高等学校教育において特別な支援を要する生徒に対する指導の在り方や、方向性が重要となる。 ・新型コロナウイルスの影響で宿泊・集会形式での研修が難しくなってくる中、オンライン研修などを活用し、特別支援教育やICT教育は専門性の高い教師がいるかどうかで学校間、地域間の差が大変大きいので、格差を少なくするような戦略的な取組もお願いしたい。
		③　任命権者である教育委員会等に対して、研修修了１年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。 　また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 　これらのアンケート調査で、	④　特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会の平成30年度受講者及び任命権者である教育委員会等に対し、平成30年度研修受講者を対象とした研修修了１年後における指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。		④　教育委員会等や受講者に対するアンケート調査 １）特別支援教育専門研修修了１年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 　平成30年度特別支援教育専門研修修了者について、修了１年後を目途に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会に対し、受講者の各地域等での指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行った。 　その結果、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は98.6%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（学校長等）は98.1%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は 97.2%と、目標値である80%を超える結果となった。		

		80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、ＰＤＣＡサイクルを重視した研修の運営を行う。	これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、ＰＤＣＡサイクルを重視した研修の運営を行う。		２）特別支援教育専門研修における自己目標の修了直後における実現状況 　令和元年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況は、第一期は99%、第二期は93%、第三期は92%、専門研修全体で94.4%と、目標値である80%を超える結果となった。 　また、修了直後アンケートでは、「研修プログラムが指導者養成研修として適切であるかどうか」について聞いているが、第一期は100%、第二期は 100%、第三期は 99%の「適切である」という評価結果を得た。 ３）インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修了１年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 　平成30年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会、特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会、交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、特別支援教育専門研修と同様に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会等に対して、研修修了１年後アンケート調査を実施した。 　その結果、３つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は96.2%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は97.9%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は97.9%と、目標値である80%を超える結果となった。 　また、令和元年度の研究協議会受講者に対する修了直後のアンケート調査結果においては、「研修プログラムが全体として有意義であったかどうか」について聞いているが、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会で99.5%、特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会で99%、交流及び共同学習指導者研究協議会で 100%の「有意義であった」という評価結果を得た。		
	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援	＜主な定量的指標＞ ・講義配信の受講登	＜主要な業務実績＞	＜根拠＞	有識者からは以下のような意見があった。

	に関わる支援 　各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。 また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。 　これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。 【指標】 ・講義配信の受講登録者数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上とする(平成 28 年 1 月現在登録機関数 : 1,156 機関。平成 28 年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。) ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000 人以上とする。 【重要度 : 高】【難易度 : 高】 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、	①　各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ　配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。 ロ　幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上を確保する。	①　「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ　配信する講義コンテンツについては、障害のある子供が多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級）で学んでいることを考慮し、幅広い教職員のニーズに応えるため、幼稚園から高等学校までの教職員向けコンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコンテンツの制作など、教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図る。また、新たに管理職に就いた者への特別支援教育の理解や学校経営等についてのコンテンツの充実を図る。さらに、利用者の利便性を考慮して、よりアクセスしやすいよう運用を改善する。 ロ　幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、令和元年度末までに、4,000 人以上を確保する。広報の方法については、各校長会、研修会等での説明やパンフレット等の配布を行い、直接的に学校に情報が伝わるよう充実を図る。 ハ　広く学校教育関係者等の利用に供するため、教育委員会等からの申し出に応じて、講義配信コンテンツの動画ファイル等を提供する。	録数 4,000 人以上 ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数 1,000 人以上 ＜その他の指標＞ ・講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに最新の情報を提供できるよう更新を行う。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか ＜評価の視点＞ 特になし	①　インターネットによる講義配信 1）講義コンテンツの充実 　都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っている。配信する講義コンテンツについては、特別支援教育全般と各障害種別、職能別、研修体系別、校種別等体系的・計画的な整備を図っており、令和元年度は、学習指導要領の改訂を踏まえ、通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導に関するコンテンツ等を新たに９コンテンツ公開するなど、令和元年度末現在、障害種別等の基礎的な内容を学ぶ基礎編53コンテンツ、専門的な事項を学ぶ専門編77コンテンツの計130コンテンツを視聴可能とした。 (「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するコンテンツの作成) 　平成30年度より３年間の計画で、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するコンテンツの作成を進めているが、各教科別の特別な配慮の具体例等について、新たに４コンテンツの作成を行った。 (学習指導要領改訂に対応したコンテンツの更新等) 　これまで公開してきたコンテンツについて、学習指導要領改訂に伴って内容を見直し、令和元年度においては、７コンテンツの更新を行った。 (管理職向けコンテンツの新規作成) 　小学校・中学校管理職向けのコンテンツとして、令和元年度に新たに特別支援教育の視点を生かした学校経営に関するコンテンツを公開した。 2）次期講義配信システムの導入 　講義配信の次期システムの仕様検討に当たり、平成30年度に実施したアンケート結果等を踏まえ、令和元年度に、次期講義配信システムの仕様を決定し、令和２年度からの導入に向けて、新たな講義配信システムを構築した。 　新講義配信システムにおいては、教育委員会	教員の資質向上支援については、講義配信登録者数が 5,916 人となり、年度計画の 4,000 人を超え、目標を達成した。また、この数値は中期目標の指標であり、中期目標の指標についても、高いレベルで達成したこととなった。 　免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数は 1,323 人となり、年度計画の 1,000 人を大幅に超え、目標を達成した。 　講義コンテンツの充実の取組として、高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応したコンテンツ、学習指導要領改訂に対応したコンテンツの更新及び新規作成、管理職向けのコンテンツの追加等を行い、130 コンテンツが視聴可能となった。 ＜課題と対応＞ 　学習指導要領の改訂や高等学校における通級による指導の制度化を踏まえ、より教育現場の課題に対応した講義配信コンテンツの一層の整備を図り、広く普及していくことが必要となってきている。このため、令和元年度に整備した新講義配信システムにおいて、教育委員会・センターや学校での一層の	・「全ての研修、協議会において、学習指導要領改訂に対応したカリキュラムの見直しや、昨年度の参加者アンケート等を参考に内容の見直しを行った。」とあるが、具体的にどのような見直しを行ったか、それにより、どのような改善が図られ、成果が上がったのかを示すことが重要である。 ・通常の研修センター等での活用を考えると、演習での活用を想定した事例検討用のコンテンツやグループワークなど、講義型以外の活動型コンテンツも検討願いたい。 ・講義配信は、紙ベースやホームページからの配信だけでは限りがあることから、今後も大きな役割を担っていくことになると思われる。講義の内容について、一方的な講義だけではなく、参加型のものや課題を遂行していくもの等、改善を図っていくと、さらに広がると考える。また、講義配信を活用した研修の在り方等を各教育委員会向けに紹介する等の工夫を期待する。

	免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。				が講義配信コンテンツを活用して目的に応じた独自のプログラムを作成したり、学校が校内研修に活用したりできるよう団体登録機能を設けるなど、教育委員会・学校がより活用しやすくなるよう機能の充実を図ったところである。 ３）広報活動の実施による登録者数の増加 　インターネットによる講義配信のリーフレットを、全国特別支援学校長会をはじめとする各種学校長会や研究所セミナー等で配布し、幅広く広報を行った。 　登録者数については、令和元年度末で5,916名となり、平成30年度末の3、876名から2,040名の増（＋53%）となった。令和元年度計画の4,000名以上を達成するとともに、中期目標期間中の4,000人以上の登録についても、達成した。 ４）講義配信コンテンツの動画ファイル等の提供 　教育委員会や学校からのインターネット接続については、自治体によっては外部との接続を制限している場合があることから、教育委員会から申し出があった場合には、自治体内のクローズドなネットワークでの活用を行えるよう、ファイル等を提供する取組を行った。令和元年度は、東京都、岐阜県、茨城県、京都府、和歌山県に加え、新たに新宿区及び神戸市の教育委員会にファイル等を提供した。	活用を推し進める必要がある。 　今後、講義配信コンテンツの拡充及び広報の充実に努めていく。	
		②　特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 　免許法認定通信教育の実施に当たっては、免許取得率の低い領域から優先的に科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。 　免許法認定通信教育及び免許	②　特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 （令和元年度前期開設科目） ・視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目（１単位） ・聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目（１単位） （令和元年度後期開設科目） ・視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（１単位） ・聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する		②　インターネットによる免許法認定通信教育の実施 　令和元年度は、前期（令和元年５月～９月）に「視覚障害児の教育課程及び指導法」（１単位）及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法」（１単位）を、後期（令和元年10月～令和２年１月）に「視覚障害児の心理、生理及び病理」（１単位）及び「聴覚障害児の心理、生理及び病理」（１単位）を開設した。 　単位認定試験は、前期については令和元年９月７日（土）に全国20会場で、後期については令和２年２月１日（土）に全国24会場で実施し、単位取得者は計1、106名となった。		

		法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3、000 人以上を確保する。	科目（１単位） 　免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を令和元年度間に、延べ 1,000 人以上を確保する。		なお、前期試験においては台風の影響で受験できなかった者を救済するため再試験を実施した。 　受講者の利便性向上のため、試験実施会場を原則県庁所在地に設定するとともに、障害のある者への配慮について、本人からの聞き取りを基に措置した。また、受講者からの質問や要望を基に、「よくある質問」の拡充や理解度チェックテストを配信講義とは別に視聴できるようにするなどの改善を図った。 ［視覚障害のある者への配慮の例］ ・問題用紙へのチェックによる解答 ・ルーペの持参及び使用 ・試験時間の延長（1.3 倍（弱視）1.5 倍（盲）） ・テキスト形式の試験問題を USB メモリに入れて出題 ・パソコン上で解答し、USB メモリに入れて提出 ［聴覚障害のある者への配慮の例］ ・試験室内の前列、通路側に座席を設ける ・注意事項等の説明をメモにより伝達する ・試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指し示して行う ○　特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習 ・　特別支援教育専門研修においては、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設し、講習履修者に対して試験（レポート）による審査のうえ、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位について、延べ 217 名に単位の認定を行った。 ・　当研究所の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者は、中期目標で 3、000 名を指標としているが、令和元年度においては年度計画の 1,000 名以上である 1、323 名が取得しており、国の施策である免許状取得率の向上に寄与しているものと考える。 ・　特別支援教育専門研修において、併せて開設している免許状更新講習については、講習履修者に対して試験（記述式筆記）による審査のうえ、33 名の履修認定を行った。		

４．その他参考情報
予算額と決算額の差が 10%以上であるが、これは講義配信システムの機能強化等の改修を行ったことが大きな要因である。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進		
業務に関連する政策・施策	政策目標２　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標２－８　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第１項第４号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」:（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 　特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であるため 重要度「高」:（２）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 　対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号 0118、0119

２．主要な経年データ

① 要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
研究所セミナーの参加者満足度	85%以上	－	99.4%	98.6%	99.6%	中止	
地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数	毎年度４回	－	４回	４回	４回	４回	
講師派遣の派遣人数	前中期目標比25%以上増	－	439 人（28 年度計画値：430 人）	431 人（29 年度計画値：430 人）	430 人（30 年度計画値：430 人）	439 人（元年度計画値：435 人）	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算額（千円）	250,512	226,891	222,613	238,677	
決算額（千円）	206,722	234,331	222,264	244,443	
経常費用（千円）	209,852	229,033	220,818	242,012	
経常利益（千円）	△1,066	6,293	2,056	20,160	
行政サービス実施コスト（千円）	198,172	232,502	220,818	－	
行政コスト（千円）	－	－	－	326,160	
従事人員数	14	15	15	15	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急に策定すること。 また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること。 【指標】 ・情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、研究所メールマガジン講読者に対して、	（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 ①　特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に貢献するため、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に「広報戦略」を策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ　研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ　収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。 ② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供され	（１）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 ①　「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ　研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ　収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。 ② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報収集し、情報内容に応じて整理し、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備したか。 ・国や都道府県はもとより、市区町村や幼・小・中・高、保護者等多方面に対してインターネットなど様々な手段を活用して情報の発信、提供を充実したか。 ・研究成果について、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①　「広報戦略」に基づく情報収集 イ　情報収集 ・　特別支援教育に関するナショナルセンターとして、文部科学省等の国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種学校長会研究協力園・学校等における実践に関する情報、関連学会での学術的な情報等を幅広く収集した。 ・　発達障害教育に関する情報は発達障害教育推進センターが、障害種をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等（ICT 等を含む）に関する情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道府県の教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集した。 ロ　コンテンツの整備 ・　研究成果については、研究成果報告書、サマリー集等のほか、教育委員会や教育現場で活用できるように、研究成果物（リーフレット、ガイドブック、事例集等）としてコンテンツを整備している。研究成果・刊行物別に提供していたコンテンツを、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別に整理して、新たに、ホームページで情報発信できるようにした。 ・　発達障害教育については、研修講義や Q&A を発達障害教育推進センターのホームページで公表できるようにコンテンツを整備した。 ・　教材・支援機器等については、研究所内の展示室で実物を展示できるように、障害種別に系統的に整備するほか、特別支援教育の支援教材については、支援教材ポータルサイトに掲載できるように、コンテンツをデータベース化して整備した。 ②　情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組 イ及びハ　［研究成果などの情報発信］ 研究成果・刊行物は、ホームページ上に掲載して	＜評定と根拠＞ 評定：B ＜根拠＞ 特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報収集している。研究や研修に活用するとともに、普及対象を考慮し、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるように充実を図り、情報発信に取り組んだ。 また、収集した情報をホームページで提供するとともに、利便性の改善や利用者サイドの視点を取り入れて、計画どおりホームページを改定した。 ＜根拠＞ 発達障害教育推進センターのホームページで公表しているコンテンツである You Tube の NISE チャンネル（平成 28 年度開設）について、教育委員会、学校長会等の関係機関への情報提供に努めた。 これらのことから、学校、各種団体等、多方面に必要かつ有益な情報を提供するなど、年度計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 研究所のホームペー	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進に関して、研究所セミナーの参加者満足度（計画値 85%以上）は、令和元年度の実施が新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となったため、実績値の測定不可となったが、地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数（毎年度４回に対して実績値４回）、講師派遣の派遣人数（計画値 435 人以上に対して実績値 439 人）について、目標を達成した。 ・ホームページに関して、コンテンツ等の拡充がなされるとともに、利便性の改善により、必要な情報を得やすくなっており、使う側の立場から改善がなされていた。さらに、小学校や中学校の通常の学級の教師等に対しても徐々に周知が進みつつある点が評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・大多数が集まる対面での研修やセミナー、イベント等の実施、職員の派遣等が困難であることが想定されるため、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な

	研究所ホームページの有用度(研究所ホームページの使いやすさ、情報量の多さ、情報の検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善する。平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案し、更なる改善のための指標を検討する。 【重要度： 高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であり、重要度は高い。	るよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。 イ　国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。 ロ　研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。 ハ　研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 ニ　研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルであるNISE Bulletinを毎年度それぞれ１回刊行し、ホー	とその効果的・戦略的な取組を推進する。 イ　国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。また、幼稚園、小・中学校、高等学校等に対して、研究所ホームページの活用を促すため情報発信の充実を図る。 ロ　研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。 ハ　研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、ガイドブック等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 ニ　研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルであるNISE Bulletinを令和元年度中にそれぞれ１回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研		情報提供を行った。教育現場や大学等で活用できるように各研究班・研究チームが収集した情報を基に研究所が書籍として「特別支援教育の基礎・基本」を令和２年６月中旬に発行予定である。 また、印刷したサマリー集は、都道府県・市区町村教育委員会等へ幅広く配布し、リーフレット類は、各種の研修等で活用するとともに、研究講師等の派遣の際に教育委員会等の自治体のホームページに研究所のリンクを貼ってもらうよう積極的に働きかけた。さらに、所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、研究所主催の各種イベント、各種学校長会の総会等では、パンフレットを配布し、説明を行うことで普及を図った。なお、日本特殊教育学会等での学会における発表や誌上発表を行うことでも普及を図った。 ロ及びホ　［ホームページによる情報発信］ ホームページについては、利用者サイドの視点から、コンテンツの中身の精査や見やすさの改善を図り、特別支援教育に関する最新情報や研修の情報を発信した。 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）では、学校・地方公共団体向けや保護者向けのQ&Aを１問１答式で掲載するほか、研究所の研究報告や関連リンクの掲載を行い、情報発信の充実を図った。 新しいホームページについては、研修や研究所セミナー等を含めた様々な情報発信の機会に積極的に紹介し、アンケートだけでは得られない率直な意見(例:研究所の研究者を検索しやすくして欲しい)等を収集し、さらに利用しやすいように改善を図っている。 主務大臣から指摘のあった国際化の対応については、英語版特総研ジャーナルのNISE Bulletinを英語版のホームページに掲載した。 ニ　［各種出版物］ 研究所の事業や研究、外国調査の報告等をまとめた特総研ジャーナル、英語版特総研ジャーナルのNISE Bulletin、研究紀要第47巻を令和２年３月に刊行し、ホームページに掲載した。また、研究所の	ジのリニューアル等、情報発信体制の充実を図ってきており、今後、更なるコンテンツの充実を図る。その情報が教育現場で活用されるよう、具体的に幅広い教員層へ届けることが課題となる。そのため、中期計画の指標の一つである、研究所の認知度調査実施に向けた「予備調査」を実施し、調査の目的・内容・方法についての基礎的な知見を得た。引き続き、予備調査の効果的実施や研究所セミナー等研究所が行うイベント、または国・都道府県の研修といった情報提供の機会を有効に活用していく方策を検討する。 ＜課題と対応＞ メールマガジンの登録者数を増加させるためには、幼・小・中・高等学校の教職員・保護者、関係団体等多方面に対してメールマガジ	情報発信・理解啓発の在り方の工夫をする必要がある。 ・ホームページに掲載するコンテンツの充実を図るとともに、「予備調査」の結果を入念に分析し、あらゆる機会をとらえて、国・都道府県の特別支援教育関係者以外の者に対しても周知を図る必要がある。 ・NISE チャンネルについて、情報の受け手が常に最新の情報を受け取れるよう、内容の更新を必要に応じて行うとともに、より多くの方に登録いただくよう、周知宣伝の工夫を行う必要がある。 ＜その他事項＞有識者からは以下のような意見があった。 ・今日学校は多忙化しており、学校を離れての研修が行いにくい状況もある。学校を離れることなく、職場でインターネットを介しての研修は、有効なものとなっており、その充実が求められる。 ・休校や校外学習等の中止の影響で、障害のある児童生徒に一番必要な実体験で学ぶ機会が少なくなっている。ウィズコロナの時代の教育保障のために、病弱児教育等で培ったノウハウを生かして、オンラインでの疑似体験や、同時双方向のコミュニケーションで対話的に学ぶ機会を作るなど、モデルとなるプログラムの提供を検討願いたい。

		ムページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月１回配信する。 ホ　研究所のホームページの有用度(ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成 29 年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。	究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月１回配信する。 ホ　研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関するアンケートに基づき、目的の情報へのアクセスを容易にするなど改善を行う。		活動や特別支援教育の最新情報等を発信するメールマガジンを毎月１回配信した。（登録者数：令和元年度 7,970 人、平成 30 年度 9,668 人、平成 29 年度 9,225 人）。 ホ　新しいホームページについては、研修や研究所セミナー等を含めた様々な情報発信の機会に積極的に紹介し、アンケートだけでは得られない率直な意見（例：研究所の研究者を検索しやすくして欲しい）等を収集し、さらに利用しやすいように改善を図っている。（再掲）	ンの周知を図ることが求められる。 　さらに、研究所の活動や特別支援教育の最新情報等に加えて、学校や家庭で活用できる有用な情報や最新の研修等の情報が提供できるよう中身の充実を図る。	
	（２）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 　インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に、発達障害教育に関するインターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図ること。 　また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための取組を	（２）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 ①　教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。 イ　特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを毎年度開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。	（２）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 ①　教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。 イ　特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。また、研究所セミナーに関する資料をホームページに掲載し、セミナーに参加できない人も活用できるよう広く情報共有を図る。	＜主な定量的指標＞ ・研究所セミナーの参加者満足度 85%以上 ・地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会を４回開催したか。 ＜その他の指標＞ ・幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上で、障害の基礎知識やＱ＆Ａ等を掲載するなど、情報発信の充実を図ったか。 ・研究所公開の開催を通じて特別支援教	＜主要な業務実績＞ ①　幅広い理解啓発活動の充実 イ［研究所セミナー］について 　今年度は、令和２年２月 21 日（金）、22 日（土）、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「インクルーシブ教育システムの推進」をテーマに開催予定（定員 500 名、２日間で総計（のべ人数）630 名の参加申込）であったが、新型コロナウイルスをはじめとする感染予防対策および拡散防止の観点から、参加者の健康を考慮し、中止することとした。このため、申し込みのあった参加者の中で、当日配布する予定であった資料の郵送を希望する方には資料を迅速に郵送するとともに、配布資料の中で、電子データで提供可能な資料を研究所のホームページに公開した。なお、予定されていたパネル・ディスカッション及び研究成果報告等の一部については、令和２年９月 19 日～21 日の日本特殊教育学会（福岡）において自主シンポジウム、ポスター発表を通じて成果の発表を行う予定である。	＜課題と対応＞ 　今年度の研究所セミナーは、新型コロナウイルスをはじめとする感染予防対策および拡散防止の観点から、参加者の健康を考慮し、中止することとした。次年度、状況によってはオンラインでの開催も検討する。	有識者からは以下のような意見があった。 ・「外国人保護者向け」「ASD のある思春期の女子について」など、一般にはあまり知られていないが当事者は大変困っているような課題をピンポイントで取り上げているのは大変よい取り組みと思うので今後も続けていただきたい。加えて、例えばウィズコロナの中での障害者の困り感、感覚過敏の問題などもぜひお願いしたい。 ・障害のある児童生徒の教育についての発信は大事であるが、交流及び共同学習や小学校や中学校で障害者理解教育をどのように進めるかなどの情報も必要である。「多様性」というキーワードからも、障害者理解教育は重要であると思われるが、その研究や実践事例も増やすよう検討願いたい。

	実施すること。 【指標】 ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容の認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。 ・支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、地域の展示会・研修会を毎年度４回開催する。 【優先度： 高】【難易度：高】 研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。 また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。	ロ　保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ＆A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。 ハ　研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。 ②　発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。 イ　幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページから、情報提供を行う。	ロ　保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ＆A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。 ハ　研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。 ②　幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害に関する理解啓発や発達障害者に対する支援の充実を図る。具体的には、文部科学省と厚生労働省の連携による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」や文部科学省障害者活躍推進プラン（発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～）も踏まえ、以下の取組を実施する。 イ　発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議を設置し、教育や福祉の分野において、発達障害支援にあたる人材が身につけるべき専門性を整理し、研修の内容・方法について検討する。また、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を図る。	育の理解啓発を図ったか。	ロ　［ホームページ］について （１）②　ロ及びホ［ホームページによる情報発信］と同じ。 ハ　［研究所公開］について 令和元年度の研究所公開を、令和元年 11 月 16 日（土）に実施した。テーマを「～来て、見て、体験、特総研　久里浜からひらけ、共生のとびら～」しとして、体験型展示、障害の疑似体験や研究成果等、実生活や教育現場において有効な情報を紹介した。参加者（418 名）からのアンケートでは、満足度（97%）の高い結果が得られた。 ②　発達障害教育に関する情報提供・理解促進 イ　家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターが、文部科学省、厚生労働省と連携し、有識者、教育関係者、福祉関係者等による検討会議を設置し、発達障害者支援に係る教員や福祉関係者が連携・協働して支援を行うために身につけるべき専門性を整理するとともに、人材育成のための研修コアカリキュラム案を作成した。 研修コアカリキュラムは、「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえた、教育と福祉の「連携・	国立障害者リハビリテーションセンター、文部科学省、厚生労働省との連携による有識者等による検討会議を設置し、発達障害者支援に係る教員や福祉関係者が連携・協働して支援を行うための専門性の整理と、人材育成のための研修コアカリキュラム案を作成することができた。 発達障害者支援における家庭と教育と福祉の連携を推進するための教員研修の在り方をテーマとした発達障害教育実践セミナーでは、参加者から「参考になった」がほぼ100%と高い評価を得た。	

					協働」に関する研修コアカリキュラム案と、文部科学省障害者活躍推進プランを踏まえた、通級による指導担当者のための研修コアカリキュラムの２つを作成した。いずれも基本となる専門性を項目として整理した上で各項目の解説と内容を明示し、その項目について学ぶための「研修講座」を例示した。また、項目ごとに「到達指標」を初級、中級、上級の３段階に分けて設けることにより、受講者が自分の経験に応じた「指標」で学ぶことができるようにした。 　また、教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事を対象に、発達障害者支援における家庭と教育と福祉の連携を推進するための教員研修の在り方をテーマとした発達障害教育実践セミナーを実施した。参加者からは「参考になった」が 98%と高い評価を得た。	国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターとの連携により、「外国人保護者向けパンフレット」「初めての通級担当者ガイド」「思春期女子の学校生活リーフレット」について両サイトに掲載するなど最新情報の共有化を進めることができた。 （課題） 　発達障害支援にあたる教育と福祉の人材の専門性の確保と、連携・協働するための研修の充実を図っていくこと。	
		ロ　発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導者養成を通じて、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報･支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。	ロ　発達障害教育推進センターウェブサイトから発信する、発達障害教育に必要な知識、理解啓発を促すコンテンツ、研修で使用できる動画配信等について、利用者の利便性を向上させるなど、情報提供の充実を図る。また、保護者等が活用しやすいように国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターのウェブページとつながりをもたせる。		ロ　発達障害に関するトピックス的な情報が得られるように、トップページに最新の情報やイベントやリーフレットなどを簡単な解説付きで掲載するようにした。また、情報量が増えるに従い、必要な情報にすぐにたどり着けない状況があることから、利用者の利便性を考え、デザイン及びサイト内の構成の見直しをすすめた。 　国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターとの連携会議を定期的に開催し、両者のウェブサイトからの情報発信について検討するとともに、「外国人保護者向けパンフレット」や「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」等の情報を両サイトからの発信、また、気づかれにくいといわれる自閉症スペクトラム障害（ASD）の特性のある思春期の女子について、学校生活での気づきと支援のポイントをまとめた「思春期女子の学校生活リーフレット（支援者向け）」を共同で作成し、両サイトに掲載した。		
		③　幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。	③　幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。		③　支援機器等教材の普及		

		イ　研究所のｉライブラリー(教育支援機器等展示室)や発達障害教育推進センター教材･教具展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し､ホームページ上で活用できるように情報提供する。	イ　研究所のｉライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を掲載している特別支援教育教材ポータルサイトとｉライブラリーの紹介サイトを統合し、利便性の向上を図る。		イ　［展示室及びポータルサイト］ 収集した情報を基に、ｉライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を整備し、研究所訪問者への公開を行った。令和元年度のｉライブラリー見学者総数は、40 団体、316 名（平成 30 年度、263 名）、発達障害教育推進センター展示室は 676 名（平成 30 年度、557 名）であった。 ICT 機器等の教育現場での活用を目指して、教室をモデルとした第２ｉライブラリーの整備と、機器の貸出等を平成 30 年度より実施できるように整備を行った。支援機器等に関する情報は、特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、インターネットを通じて情報提供を行った。令和元年度末時点で、760 件（平成 30 年度、760 件）の教材・支援機器と 229 件（平成 30 年度、192 件）の実践事例を掲載している。	＜課題と対応＞ ｉライブラリー･発達障害教育推進センター展示室への見学者数を増加させるためには、教育現場に向けて研究所の情報を十分に周知することが求められる。このため､研究所セミナー、発達障害教育推進センターの理解啓発事業、支援機器等教材に関する展示会等研究所が主催するイベント及び所外の講師派遣等のあらゆる機会に研究所のコンテンツ及びホームページの活用の促進を促す情報提供の強化を図る。 今後も、保護者をはじめ幅広い国民が利用できるように、ホームページ上のコンテンツの充実を図っていく。	
		ロ　支援機器等教材に関する研修会･展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに､教育委員会や教育センター等の協力を得て､地域における研修会･展示会を毎年度４回開催する。	ロ　支援機器等教材に関する研修会・展示会を研究所セミナー及び全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を令和元年度中に４回開催する。研修会・展示会ではICT機器等に触れる機会や発達障害に関する疑似体験の機会に加え、ICT 機器等の活用方法について演習を行う。		ロ　［支援機器等教材に関する研修会・展示会］ 教育支援機器等及び発達障害教育教材の展示会については、新型コロナウイルス感染防止のため研究所セミナー、全国特別支援教育センター協議会が中止となったため実施しなかったが、研究所公開等で開催するとともに、教育委員会、教育センター等の協力を得て、各地域での研修会やセミナーを活用した形で、下記の４ヵ所で開催した。この際、支援機器等や教材を実際に触れるような展示とするとともに、疑似体験を行う機会も設定した。 ・山梨県総合教育センター　（８月８日） ・愛媛県総合教育センター（８月 21 日） ・静岡県教育委員会　（８月 23 日） ・山形県教育庁　（10 月８日）	＜根拠＞ 教材・支援機器等に関する情報を計画的かつ着実に幅広く収集するとともに、研究所内の展示室を充実させた。また、支援機器等教材に関する研修会・展示会を計画通り４ヵ所で開催し、年度計画を達成した。	
		④　これらの取組を通して､特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。	④（１）（２）の総合的な情報収集・発信や特別支援教育に関する理解啓発の取組を通じて、特別支援学校や特別支援学級等以外の学校関係者にも研究所の役割や業務内容の周知を図り、指標達成に向け認知度を向上させるよう努める。		④　認知度向上の取組と認知度調査 令和元年６月に研究所の認知度向上に取り組むことを意図した「総合的情報発信タスクフォース」を所内横断的組織として立ち上げ、研究所の機能の紹介や研究成果を広く普及するためのチラシ・ポスター及びDVD等を作成した。 認知度調査の予備調査は、令和元年９月に全ての都道府県教育委員会と、市区町村教育委員会（層化抽出）、小・中・高等学校（層化抽出）合計 1、800	＜根拠＞ 特別支援教育関係者以外における研究所の役割等についての認知	

					機関・5、000 名を対象とした調査を郵送で実施した。調査票の発送にあたり、上記の「総合的情報発信タスクフォース」が作成した研究所の事業案内（チラシ・ポスター）を同封（中学校についてはDVDを合わせて送付）し、アンケート調査の返送は令和元年10月31日を〆切とした。実際には、〆切を過ぎた回答を合わせて集計し最終的に1,267通（回収率25%）の回答があった。 結果、特別支援教育関係者以外における研究所の役割等についての認知度は、77%であった。そのうち、通常学級の担任のみを抜き出すと、認知度は、70%であった。また、特別支援教育関係者以外のうち、今回の調査の前から研究所を知っていたとの回答割合は67%であった。	度は、77%であり、通常学級の担任の認知度は、70%であった。また、特別支援教育関係者以外のうち、今回の調査の前から研究所を知っていたとの回答割合は67%であった。令和元年度の予備調査の結果からは、目標値の50%を達成しているものと考えられる。	
	（3）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。 【指標】 ・各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して 25%以上増加させる（平成23年度～平成 26 年度累計：1,340人）。 ・毎年度、海外赴任教員（管理職等） 研修会にお	（3）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2019シンポジウムなど、特別支援教育の関係機関や保護者団体等と連携した事業を実施する。	（3）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2019シンポジウム本部大会へ参画するとともに、横須賀市において教育委員会や筑波大学附属久里浜特別支援学校等の関係機関、保護者団体等と連携し、発達障害に関する理解啓発を目的とした事業を開催する。	＜主な定量的指標＞ ・講師派遣の派遣人数 ＜その他の指標＞ ・筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2019in 横須賀を開催したか。 ・日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施したか。	＜主要な業務実績＞ ① ナショナルセンターとして、特別支援教育に関する理解啓発を効果的・効率的に進めるために、教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を進めている。関係団体が主催する各種会議に出席し、研究所から、特別支援教育に関する研究成果等の情報提供を行うとともに、要請に応じた支援及び研修を行うことで、連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を4、606部配布し、研究所の認知度向上に努めた。 また、生涯学習や障害者スポーツの普及を目的に、令和元年度「特別支援学校『体育・スポーツ』実践指導者協議会」を全国特別支援学校長会と連携を図りながら企画・運営した。結果として、「有意義であった」「どちらかといえば有意義であった」と回答した参加者の合計が100%と高評価を得た。 平成31年４月６日（土）に開催された「世界自閉症啓発デー2019シンポジウム」に共催団体として参画した。全国から約330名の参加があった。 また、横須賀市教育委員会及び横須賀市自閉症児・者親の会、横須賀市PTA協議会との共催で、令和元年11月29日（金）に「横須賀市児童生徒ふれあいフェスタ」（世界自閉症啓発デー2019in	＜課題と対応＞ 情報普及については、講師派遣等を通じた情報普及も有効な手段であり、単に派遣するだけではなく、研究所として提供する情報の精選等により効果的に進展させた。また、様々な学校長会等を始めとする関係諸機関との連携が質量共に高まった。これらの取り組みの更なる強化を図っていく 全国特別支援学校長会をはじめ、各関係団体等との関係強化を図った。また、横須賀市教育委員会等と連携し、世界自閉症啓発デー2019inよこすかを開催した。	有識者からは以下のような意見があった。 ・関心の無い又は薄い教育関係者や一般社会に対して、繰り返し発信していくことにより、少しでも認知度が高まることを期待する。 ・近年、グローバル化した社会の中で、日本人学校にも特別な支援を要する児童生徒が通う時代となっている。海外での特別支援教育は、日本人学校の教師の中にも特別支援教育について免許を有する教師もいるが、学校規模により、特別支援教育について専門の教師がいない場合も多くある。そのため独立行政法人国立特別支援教育総合研究所からの情報提供や教育支援が重要となる。今後さらにこの状況は多くなると予想されるので、そのより一層の充実を図ることが望まれる。 ・日本人学校になかなか情報が届かない状況もある。今回の臨時休校については海外でも同じ状

	いて、特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施する。				よこすか）を開催した。今年度は、家庭・教育・福祉の連携による切れ目ない支援について考えるパネルディスカッションとワークショップを実施した。教育や福祉関係者、保護者、一般市民など約 100 名の参加があり、アンケートでは「また参加したいと思う」という回答がほぼ 100％であった。イベントの様子についてはホームページで広く発信した。 その他、発達障害者支援センター全国連絡協議会懇談会（平成 31 年４月）に参加するとともに、発達障害者支援センター全国連絡協議会総会及び実務者研修会（令和元年６月 14 日～15 日：横浜大会）に参加し、各地域の福祉・医療・労働と教育の連携による支援体制の構築について情報交換を行った。		況であり、日本で行われている障害のある児童生徒への対応等への助言が、日本人学校に対してもオンライン等を使用して可能であるとなるよう検討願いたい。
		②　都道府県等教育委員会･特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、前中期目標期間に比して、25％以上増加させる。	②　都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、延べ 435 人以上を目標とする。		②　独立行政法人、都道府県、指定都市、市町村、学校長会、大学、学会・研究会等に対し、延べ 439 人の派遣を行い、研究成果の普及及び収集した情報の提供を図った。また、大学教育への参画については、非常勤講師として 33 大学から 47 件の依頼を受け、講義を実施した。このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)教職員支援機構（NITS）の共生社会を実現する教育研究セミナー等への講師の派遣、（独）日本学生支援機構（JASSO）の障害学生支援専門テーマ別セミナーへの協力等を実施した。	＜根拠＞ 都道府県・市町村等への講師派遣も計画的に進め、目標を達成した。	
		③　日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。	③　日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年３回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。		③　特別支援教育に関する最新のトピックスや関連施策、研究所における新規事業等に関する情報を「特総研だより」として年３回、日本人学校 95 校へ発信した。リーフレット「障害のあるお子さんを連れて海外で生活するご家族へ」を海外子女教育財団等の関係機関に 30 部配布した。日本人学校及び海外へ赴任する保護者等への相談支援については、海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣している企業の教育相談担当者との連携を図りながら効率よく実施した。（総件数 69 件、平成 30 年度は、総件数 72 件） 文部科学省と連携し、令和元年度在外教育施設派遣教員内定者等研修で「国立特別支援教育総合研究	＜根拠＞ 日本人学校、日本人学校校長会及び日本人学校等在外教育施設に赴任する教員等への特別支援教育に関する情報提供、海外へ赴任する保護者等に対する相談を、文部科学省や外務省等と連携して行った。これらのことから、年度計画を達成した。	

					所における在外教育施設に向けた支援」、また、文部科学省、外務省に協力して、南西アジア・中東・アフリカ地区日本人学校等校長研究協議会（於：エジプト・カイロ日本人学校）で小・中学校の学習指導要領解説（各教科）で示された「障害のある児童生徒への配慮事項」に関して具体的な情報提供を行うとともに、分科会における助言・指導及び日本人学校における特別支援教育に関する個別の相談にも応じた。	＜課題と対応＞ 日本人学校への対応については、都道府県等での対応が困難なことから、ナショナルセンターとして、継続した教育相談や情報提供の充実が求められる。 なお、令和元年度より文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課より在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業 （特別支援教育遠隔指導）「日本人学校における特別支援教育に関する遠隔指導の実施に向けた実践的研究」の事業委託を受け、海外子女教育振興財団と連携し、研究に取り組んだ。	

４．その他参考情報
特になし。

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－４	インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与		
業務に関連する政策・施策	政策目標２　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標２－８　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第１項第３号、４号、５号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」：（１）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 　障害者差別解消法の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号 0118、0119

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
地域実践研究の実施件数	中期目標期間終了までに、50 件以上	－	４件（28 年度計画値：４件）	13 件（29 年度計画値：13 件）	14 件（30 年度計画値：14 件）	15 件（令和元年度計画値:15 件）	
地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度	90%以上	－	100%	100%	100%	100%	
インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数	中期目標期間終了までに、500 件以上	－	302 件（28 年度計画値：300 件）	362 件（29 年度計画値：360 件）	422 件（30 年度計画値：420 件）	472 件（元年度計画値：460 件）	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算額（千円）	216, 427	111, 413	111, 935	112, 862	
決算額（千円）	136, 348	118, 948	110, 725	109, 518	
経常費用（千円）	136, 348	118, 769	110, 723	111, 155	
経常利益（千円）	0	△51	△474	8, 667	
行政サービス実施コスト（千円）	133, 122	118, 769	110, 723	－	
行政コスト（千円）	－	－	－	159, 852	
従事人員数	11	9	9	9	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、地域の参画を得て推進すること。また、研究の成果を国及び各都道府県・市町村に提供すること。 【指標】 ・地域実践研究の実施件数を中期目標期間終了までに、50 件以上とする。 ・地域実践研究において、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上を達成する。 【重要度：高】【難易度：高】 権利条約の批准や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」とい	（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 ①　各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50 件以上実施し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 ①　各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県及び市町村教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、長期派遣型（１年間）、短期派遣型（研究所への派遣は年６日間）、併せて 15 件を実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	＜主な定量的指標＞ ・地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上 ＜その他の指標＞ ・地域実践研究の研究成果について広く普及を図ったか ・インクルーシブ教育システム推進センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等行ったか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①　地域が直面する課題の解決に資する地域実践研究の推進 ・　令和元年度は、長期派遣型に４県から５件の参画を、短期派遣型に１県７市２町から 10 件の参画を得て、計 15 件の研究を推進した。15 件の研究課題は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究２課題（教育相談、就学先決定に関する研究、インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究）、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究２課題（多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究、学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究）のうちから、各地域の課題に応じた研究テーマを設定し、取り組んだ。 ・　研究の推進に当たっては、研究職員と各県市町教育委員会から派遣された地域実践研究員が研究チームを構成するとともに、外部有識者による地域実践研究アドバイザーから、適宜、指導・助言を受けた。 ・　地域実践研究に参画した４県市・５会場において、地域実践研究フォーラム及び研修会等を実施し、得られた成果を提供した。参加者数は、25～500 名であり、合計約 770 名の参加があった。 これら各地における地域実践研究フォーラムにおいては、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員など、さまざまな校種の教職員、県市町村教育委員会の職員、関係機関からの参加が多数あった。 ・　令和元年度に地域実践研究に参画した教育委	＜評定と根拠＞ 評定：A 平成 30 年度より各市町村教育委員会における課題解決に直結できるよう、短期派遣型については、派遣対象地域を市町村教育委員会まで拡げたが、令和元年度においては、５県７市２町の参画を得て、15 件の課題を計画どおり実施し、インクルーシブ教育システムの地域への定着を図った。市町からの課題意識を有しての参画は、各自治体の実情や課題に即した実践研究が重要であり、地域実践研究は各自治体の課題解決に資していること、地域実践研究の裾野が拡がってきていることを示している。また、地域実践研究で得られた成果については、参画した地域における地域実践研究フォーラムや研修会の開催等を通し、広く普及を図った。 地域実践研究に参画した教育委員会を対象とした、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度にかかる質問紙調査では、全ての教育委員会より、「期待通り計画通りの成果	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価ではA評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。 インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与に関して、地域実践研究の実施件数（計画値 15 件に対して実績値 15 件）、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（計画値 90%以上に対して実績値 100%）、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数（計画値 460 件に対して実績値 472 件）のいずれにおいても目標を達成した。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）について、新たに文部科学省の委託事業における実践事例や「交流及び共同学習」に関する実践事例を掲載するなど、国の政策状況に即して、着実に事例数を増やしている点が評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・地域実践研究に関して、イ

	う。）の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。				員会を対象として地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度に関わる質問紙調査を実施し、全ての教育委員会（14 県市町 15 件）より「地域実践研究に参画して、期待通り計画通りの成果が得られた」及び「地域実践研究への参画は、県・市・町のインクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回答を得た。（地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 100%、達成度 111.1%） ・　平成 30 年度から市区町村からも参画可能とした結果、令和元年度においては、7 市 2 町から申請があった。それぞれの地域が有している課題の解決を図ることを目的として、本事業に参画し、その成果を各市や町の取組に活用することが見られた。このうち、釜石市（岩手県）、鹿沼市（栃木県）、横須賀市（神奈川県）においては、同じサブテーマに平成 30 年度・令和元年度の 2 年間に渡って参画し、市の教育ビジョン基本計画にその取組と成果を反映する（鹿沼市）、支援教育推進プラン令和元年度の取組に位置付け、研究成果を授業のガイドラインとしてまとめる（横須賀市）、他県における地域実践研究の成果を参考にしながら、地域の課題を踏まえた研修を実施する（釜石市）など、市教育委員会が本事業を積極的に活用し、その成果を発信・普及することで、インクルーシブ教育システムの構築・推進が図られた。	が得られた」及び「県・市・町のインクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回答を得、目標値を上回った。特に、平成 30 年度より参画可能とした市教育委員会が令和元年度においても継続、あるいは新規に参画し、市の教育ビジョン基本計画に地域実践研究の取組と成果を反映する、市の支援教育推進プラン令和元年度の取組に位置付け、研究成果を授業のガイドラインとしてまとめ、各校に普及を図る、地域の課題を踏まえた研修を実施するなど、本事業を積極的に活用し、その成果を地域の実情に応じて広く発信・普及することが見られたのは、大きな成果である。 平成 28・29 年度及び平成 30 年度の研究成果については、『地域実践研究事業報告書　地域におけるインクルーシブ教育システム推進』、ホームページへの掲載、地域における研修会、講師派遣等を通して、広く研究成果の普及に努め、その結果として、同様の課題を有する地域や学校等で活用が図られ、地域実践研究に参画するといった自治体の動きも見られた。	ンクルーシブ教育システムの全国的な構築のため、これまで参加したことがない都道府県や市町村の教育委員会に積極的に働き掛けるなどし、地域の課題解決指導者の育成を図られたい。また、研修成果の効果的な活用方法及びその共有についても引き続き発信・普及願いたい。 ・インクル DB について、今後も、オンライン教育に関する実例など、昨今の政策に即した事例を追加するとともに、利便性のさらなる向上を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 有識者からは以下のような意見があった。 ・現状、選抜試験を行って入学する高等学校段階においては、インクルーシブ教育システムに対する理解が一部不十分である感が否めないため、このような状況の改善に資する研究を進めることが期待される。 ・インクルーシブ教育システムの構築については、それぞれの地域の課題に即した研究を進め、確実に地域に定着するよう、今後もさらなる研究の推進が必要と考える。
		②　地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。	②　平成 28・29 年度に実施した 4 課題及び平成 30 年度に実施した 4 課題の地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、研究所のホームページへの掲載、リーフレットの配布、講師派遣等を通じて、広く普及・活用を図る。		②　平成 28～30 年度の地域実践研究の成果普及 ・　平成 30 年度に実施した 4 課題の研究成果及び地域実践研究事業の概要を『平成 30 年度地域実践研究事業報告書　地域におけるインクルーシブ教育システム推進』としてまとめ、国や都道府県・市区町村教育委員会、特別支援学校等に送付（合計約 2,800 部）するとともに、研究所のホームページに掲載し、広く研究成果を普及した。併せて、平成 28・29 年度に実施した 4 課題の研究成果についても、『平成 28・29 年度地域実践研究事業報告書』、地域における研修会、講師派	＜課題と対応＞ 地域実践研究の成果普及については、参画した自治	

		③　インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等を行う。	③　インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの充実やパンフレットの作成・配布等を行う。		遣等を通して普及した。 ③　インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発 ・　インクルーシブ教育システムの構築に関する情報やインクルーシブ教育システム推進センターの取組について、ホームページにて周知を図った。また、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会や教育センター等へパンフレット等を配布した。このほか、研究所メールマガジンやや全国特別支援教育振興協議会での活動紹介、都道府県・市町村教育委員会を訪問して取組の説明を行う等、インクルーシブ教育システム推進センターの活動等の広報を行った。 ・　インクルーシブ教育システム普及セミナーを静岡県教育委員会と共催し、実施した。参加者は、145 名であった。会場である静岡県以外の中部地区を始めとした９県からも20名以上の参加があり、インクルーシブ教育システムについて啓発するとともに、地域実践研究の成果やインクルDB 等について普及した。	体だけではなく、同様の課題を有する自治体での活用が図られてきているが、より多くの地域や学校で取組を推進していくことが課題である。 　引き続き、成果について、ホームページに掲載するとともに、都道府県・市町村教育委員会、学校等に「地域実践研究事業報告書」やリーフレット、普及フォーラム、セミナー等を通して、広く情報発信する。	
	（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 　我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 　また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。 【指標】 ・毎年度、諸外国のインク	（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ①　諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。	（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ①　諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページや小冊子等で広く公表する。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表したか ・海外の特別支援教育の研究機関との研究交流の促進を行うとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者等へ情報の普及を図ったか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ①　諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向の把握と公表 ・　諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について、以下のように情報収集を行った。 ・　国別調査班による情報の収集 　国別調査班としてアメリカ、イギリス、韓国、オーストラリア、フィンランド、スウェーデンの６班を編成し、研究所研究員と特任研究員（外部の研究者に委嘱）で構成し、インクルーシブ教育システムに関わる法令や近年の施策動向、障害のある子供の学びの場、教育課程、通常の学級における障害や特別な教育的ニーズのある子供の指導体制等について情報収集を行った。この取	＜根拠＞ 　諸外国のインクルーシブ教育システムにかかる情報について、特任研究員の協力の下、情報収集を行った。 　把握した海外情報については、小冊子『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向－令和元年度国別調査から－』に、NISE 特別支援教育国際シンポジウムのテーマと関連させて、各国の特徴をまとめるとともに、諸外国との交流や所内学習会の報告、職員の海外出張による調査結	有識者からは以下のような意見があった。・日本と諸外国とは、学校教育設置の趣旨や経緯も異なることから、諸外国での教育制度や内容の紹介にとどまることなく、諸外国でインクルーシブ教育システムが機能している内容を、日本でどのように取り入れられるかまで研究をすることを期待する。

	ルーシブ教育システム構築の動向を把握し、普及を図るとともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。				組の中で、障害のある外国人の子供の教育的処遇について等、昨今の状況を踏まえ、新たな項目を追加した。令和元年度については、アメリカ、韓国、オーストラリア、フィンランド、スウェーデンの教育事情に造詣の深い特任研究員５名の協力を得て、最新の動向把握に努めた。 ・　把握した海外情報については、小冊子『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向－令和元年度国別調査から－』に、「近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向」、「障害のある子どもの学びの場」、「通常の学級における障害や特別な教育的ニーズのある子どもへの指導体制」、「日本における発達障害にあたる子どもの教育」の４項目を取り上げて、各国の特徴をまとめるとともに、諸外国との交流や所内学習会の報告や職員の海外出張による調査結果も併せて掲載した。小冊子は、NISE 特別支援教育国際シンポジウム研究所で開催した各セミナー等での配布をはじめ各都道府県・指定都市教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の関係機関等に広く配布するとともに、ホームページで閲覧を可能にし、情報の提供を図った。また、特総研ジャーナルに、「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」と題して、各国の取組の詳細について報告した。 ・　各期の特別支援教育専門研修において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、最新の調査結果を踏まえた講義を行った。このほか、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおいて、各国の障害者の権利に関する条約の署名・批准の状況、インクルーシブ教育システム構築のアプローチの分類、障害のある子どもの教育の場などについて紹介した。 ・　海外の研究者や特任研究員による講演会、海外出張者による所内情報共有会を実施し、海外の情報を共有した。 ② 海外の研究機関との研究交流の促進、国際シンポジウムの開催、海外からの視察・見学の受入	果も併せて掲載した。小冊子は、広く配布し、情報の提供を図った。併せて、ホームページでの公開、特総研ジャーナルにおける詳細の報告、各期の特別支援教育専門研修における講義、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおける情報提供等により、受講者や参加者に、学びの機会を提供した。また、詳細な報告については、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の資料等として、国に情報を提供した。 ・韓国国立特殊教育院（KNISE）と覚書を再締結し、交流をより深めていくことを確認した。また、KNISE が刊行する季刊誌への投稿、KNISE 国際セミナーへの研究職員の派遣等の交流を進めた。 ・「子どもの学習のつまずきに速やかに対応する取組－フィンランドの教育実践から今後を展望する－」をテーマとし、第５回 NISE 特別支援教育国際シンポジウムを 350 名程の参加で開催し、海外の特別支援教育に関する情報を幼稚園、小・中・高等学校、 特別支援学校等の教員、教育・福祉・行政機関の関係者等参加者に広く提供し、参加者からは高い評価を得た。	
		② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研	② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を				

		究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。	行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。		・　韓国国立特殊教育院（KNISE）とは、1995 年に研究交流及び強力に係る覚書を締結し、それぞれの機関の研究職員を派遣する等、 交流を進めてきたが、2019 年７月に覚書を再締結し、 交流をより深めていくことを確認した。また、KNISE が刊行する季刊誌への投稿、KNISE 国際セミナーへの研究職員の派遣等の交流を進めた。 フランス国立特別支援教育高等研究所（INS-HEA）とは、2015 年に研究協力及び交流に係る協定を締結しているが、 2019 年９月に所長の表敬訪問があり、両国のインクルーシブ教育システムの現状や課題について 意見交換を行った。 ・「子どもの学習のつまずきに速やかに対応する取組 －フィンランドの教育実践から今後を展望する－」をテーマとし、第５回 NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催（令和２年１月）し、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教員、教育・福祉・行政機関の関係者等 351 名の参加があった。参加者のアンケートでは、シンポジウムの内容について、満足及びおおむね満足が 86％の回答であった。 ・　JICA 研修プログラムによる視察を始めとして 22 カ国 124 名の視察・見学者を受け入れ、日本における特別支援教育の制度、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組、研修課題のテーマに関する講義等を行った。また、教育行政や学校教育システム、障害のある子どもの教育の場などについて、情報を交換した。	＜課題と対応＞ 　それぞれの国における「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築のための取組について、我が国に参考となるような取組を整理し、発信することが課題である。 　最新の情報を収集し、各国の歴史的背景や文化、教育制度等の違いを踏まえて、分析し、その情報の発信に努める。	
	（３）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資す	（３）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 ①　インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の	（３）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実 ①　インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図る。事例は、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを	＜主な定量的指標＞ ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例登録件数 460 件以上 ＜その他の指標＞ ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、閲覧者の利便性向上のた	＜主要な業務実績＞ ①　インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実 ・　インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）について、令和元年度は	＜根拠＞ 　インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）について、計 472 件の事例を掲載し、	有識者からは以下のような意見があった。 ・合理的配慮は通常の学級の先生方が最も触れたい情報の一つである。その際、インクル DB は重要な役割を果たす。利用してみると検索の方法など、工夫がされており分かりやすい。しかし、特別支援教育に初めて触れる方々を対象と考えるならば、やはり文字

	るため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努めること。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分かる概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。 また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。 【指標】 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について、登録件数を中期目標期間終了までに 500 件以上とする（平成 26 年４月～ 平成 28 年１月末現在事例登録件数：133 件）。 【優先度：高】 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資す	趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。 ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応するとともに、必要に応じて、研修会等への講師派遣を行う。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。	含むものとし、実践事例の登録件数については、令和元年度末までに 460 件以上とする。 また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に対する情報発信・周知の仕方を工夫し、閲覧者の増加に努めるとともに、データベースの活用事例をホームページで紹介する。 ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年２月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、その活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。	め、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	新たに 50 件の事例を掲載し、合計 472 件となった（達成度 102.6%）。令和元年度においては、従来の文部科学省の委託事業における実践事例の他、新たに、同委託事業「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」の実践事例を掲載した。 ・「心のバリアフリー学習推進会議」報告で今後の取組方策として提言された「交流及び共同学習」の推進について、令和元年度からポイントを挙げて実践事例を掲載するとともに、「交流及び共同学習ガイド」などの関連情報を掲載し、閲覧者の利便性向上を図った。 ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等の関係者への周知を図るため、インクルDB の活用に関するチラシを作成し、各学校長会の大会や研究所公開、都道府県教育委員会主催の行事等で広く配布（10,000 部）するとともに、インクルーシブ教育システム普及セミナー、研究所公開等において、インクルDB 紹介コーナーを設け、インクルDB の情報提供を行った。また、教育センター等の研修を通して、インクルDB について周知と活用を図った。 ② インクルーシブ教育システムの構築に係る相談対応 ・ 平成 29 年２月に、インクルDB の中に「相談コーナー」を設け、都道府県・市区町村又は学校からの「インクルーシブ教育システム構築」に関する相談の受付を開始した。令和元年度においても、継続して相談対応を行った。相談コーナーについては、チラシや普及セミナー等において周知した。また、相談内容と回答の概略は国に提供した。 ・ ホームページにおいて、インクルDB に掲載している実践事例を活用した研修プログラム（案）を実際の研修例を示しながら掲載し、利便性や教育センター等における研修での活用を図った。	令和元年度の目標を上回った。また、令和元年度からホームページにおいて、インクルDB に掲載している実践事例を活用した研修プログラム（案）の掲載、「交流及び共同学習」の実践事例と関連情報の掲載など、閲覧者の利便性向上を図った。 幼稚園、小・中・高等学校等の関係者への周知を図るため、チラシの配布や各行事等においてインクル DB 紹介コーナーを設け、インクルDB の情報提供を行い、結果として、年間の事例ダウンロード数は 31、736 件となり、昨年度に比べ 7、253 件増加した。 ＜課題と対応＞ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の教職員にインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）について広く周知し、活用を図ることが課題である。 インクルDB の活用に関するチラシを教育センターや園・学校長会等関係する各機関や行事等あらゆる機会において配布し、ホームページの閲覧者を増やすとともに、各種開催行事等において、インクルDB 紹介コーナーを設け、データベース等に関する情報提供を行	情報は極力減らし、写真や図示など視覚情報を多く取り入れ、さらに分かりやすくする必要がある。 ・インクルDB が、学校における合理的配慮の参考となったが、実際にどの程度活用されたのかの検証や、今後、このデータベースをどのように扱っていくのか検討が必要と考える。

	る情報提供を充実していくもので、優先度は高い。					う。	

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号 0118、0119

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理費３％以上の業務の効率化	対前年度比△３％	－	△1.4%	△13.1%	△2.2%	14.0%		
退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比業務経費１％以上の業務の効率化	対前年度比△１％	－	0.5%	△8.0%	△13.4%	△6.9%		

注１）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
１．業務改善の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般	１．業務改善の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度におい	１．業務改善の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費３％以上、業務経費	＜主な定量的指標＞ ・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化 ＜その他の指標＞ ・調達等合理化計画の推進による業務運営の効率化 ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ○事業の重点化 中期目標に基づく中期計画及び年度計画等を推進するため「2019 年度予算編成方針」を策定し、2019 年度新規事項「発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置」に加え、次の方針に基づき予算編成を行い、事業の重点化を図った。 １ 研究の推進 さらなる研究推進のほか、教育委員会等への研究成果の普及にも配慮した予算編成を行う。 ２ 研修の充実 政策課題や教育現場のニーズに応え、指導者養成研修の充実を図るための予算を確保する。 また、新学習指導要領に対応した講義配信コンテンツの充実を図るための予算を確保する。	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和元年度は予算配分方針に基づき新規事業への予算の重点配分や補正予算の編成等を行うとともに、契約の見直しによる固定的経費の削減を行った。また、職員に対する予算状況の説明等の取組により、退職手当及び特殊要因経費を除いて業務運営コストの縮減を図ることができた。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 業務運営の効率化に関する事項に関して、退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理費３％以上の業務の効率化（計画値対前年比△３％に対し実績値 14.0%）については目標を下回ったものの、退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比業務経費１％以上の業

	管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ること。	て、対前年度比で管理経費（人件費含）３％以上、業務経費（人件費含）１％以上の業務の効率化を図る。 　また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。	１％以上の業務の効率化を図るとともに、予算執行にあたっては計画的な執行に努める。 　また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。	特になし	３ 安全対策等の強化 　研修員、職員等の安全を確保するため、自然災害に備え、保有施設の強靭化に資する予算を確保する。 ○管理部門の簡素化 ・　平成 30 年度に引き続き、管理部門である総務部について、３課２室８係体制のもと意思決定の迅速化を図った。 ○予算管理 ・　中期計画、年度計画に即した適切な執行と予算管理の徹底を図るため、四半期ごとに予算執行状況を把握した。 ・　第３四半期に予算執行状況を踏まえたうえで、補正予算の編成を行うとともに、令和元年 12 月 3 日付「令和元年度予算の執行について」を所内に通知し、予算の有効活用、予算管理や経費削減等について周知した。 ○業務運営コストの縮減 ・　複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、トナーを別々に契約していたものを情報出入力に関するサービスを一体として調達することにより、これらに要する費用を前年に比べて 737 千円削減した。このほか、所内会議での節電の要請、会計システムによる個々の予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるタブレット端末の活用等によるペーパーレス化を推進し、業務運営コストを縮減するための活動を継続している。 ○管理経費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化 ・　令和元年度は、退職手当及び特殊要因経費を除き、管理経費は対前年度比 14.0％の増、業務経費は対前年度比 6.9％の減となり、管理経費の業務の効率化３％減は達成できなかった。総合計では 828 百万円から 809 百万円となり、対前年度比 2.2％減となっており一定の業務改善の取組の効果はあった。管理経費の対前年度比増の主な要因は、管理経費における人件費のエフォート３％増により対前年度比 21 百万円増、数年に一度調達しなければならない人事給与システムの更新費用７百万円、などである。 ○調達等合理化の取組 　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルに	＜課題と対応＞ 　令和元年度は、重点的な予算配分や予算管理の徹底、契約の見直し等により業務運営コストの縮減を図ってきたが、管理経費は目標を達成できなかった。引き続きこれらの取組を継続し、業務運営コストの削減に向けて一層の業務内容の見直しを図るものとする。 調達等合理化の取組により、競争性のある契約は、平成 30 年度は契約件数 26 件中 19 件（116 百万円）に対して、令和元年度は契約件数 39 件中 32 件（359 百万円）となった。	務の効率化（計画値△１％以上に対し実績値△6.9％）については目標を上回った。 　昨年度に引き続き、一体的な調達による費用の大幅な削減、ペーパーレス化の推進等、業務効率化に向けた取組がなされたことは評価できる。 ＜今後の課題＞ ・業務経費削減の目標は達成できた一方、管理経費については、業務改善の一定の効果は見られたものの目標には届かなかった。引き続き業務改善につながる取組を検討の上、積極的に実施する必要がある。 ・その他、中期計画及び年度計画に即した適切な執行が求められる。 ＜その他事項＞ 有識者からは以下のような意見があった。 ・適切な予算設定がされている。国全体の問題でもあるが、対前年度比に対しての一般管理費の削減、業務経費の効率化を図ることが求められている。経費削減と効率化により、研究所として行われなければならない業務に支障が生じないことを望む。

より、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度に調達等合理化計画を策定した。また、この計画の改訂に当たっては、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を行い公表している。

令和元年度の契約状況は、表１のとおりであり、契約件数は 39 件、契約金額は約 384 百万円である。うち、競争性のある契約は 32 件（82.1%）、約 359 百万円（93.5%）、競争性のない随意契約は 7 件（17.9%）、約 25 百万円（6.5%）となっている。平成 30 年度と比較して、競争入札等競争性のある件数は 13 件増（68.4%増）、金額は 243 百万円の増である（209.5%の増）。

競争性のない随意契約は、水道契約１件、財務会計システムなどの保守契約４件、論文データベース契約１件及び手話通訳１件の計 7 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、内部統制推進室の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

【契約の現状と要因の分析】

（R1 調達等合理化計画の表１）　（単位：百万円）

	平成 30 年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(73.1%) 19	(80.6%) 116	(82.1%) 32	(93.5%) 359	(68.4%) 13	(209.5%) 243
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(－%) －	(－%) －
競争性のある契約（小計）	(73.1%) 19	(80.6%) 116	(82.1%) 32	(93.5%) 359	(68.4%) 13	(209.5%) 243
競争性のない随意契約	(26.9%) 7	(19.4%) 28	(17.9%) 7	(6.5%) 25	(-%) 0	(△10.7%) △3
合　計	(100%) 26	(100%) 144	(100%) 39	(100%) 384	(50.0%) 13	(166.7%) 240

令和元年度の一者応札・応募の状況は、表２のとおりであり、契約件数は 15 件（46.9%）、契約金額は約 175 百万円（49.0%）である。

なお、１社応札の主な理由は、入札への誘引を行ったものの辞退された場合が多かったものである。

（R1 調達等合理化計画の表２）（単位：百万円）

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2者	件数	10 (52.6%)	17 (53.1%)	7 (70.0%)

					以上 金額 91 (78.4%) 183 (51.0%) 92 (101.1%) 1者以下 件数 9 (47.4%) 15 (46.9%) 6 (66.7%) 1者以下 金額 25 (21.6%) 175 (49.0%) 150 (600.0%) 合計 件数 19 (100%) 32 (100%) 13 (68.4%) 合計 金額 116 (100%) 359 (100%) 243 (209.5%)			
	２．予算執行の効率化 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。	２．予算執行の効率化 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。	２．予算執行の効率化 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の各業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用し、必要に応じて見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・中期目標の各業務ごとに応じた、予算と支出実績の管理体制の構築及び運用状況 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 独立行政法人特別支援教育総合研究所運営費交付金取扱規程に、業務達成基準による運営費交付金の債務の適切な収益化、使途の特定等に関して明確化するとともに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程において、予算責任者を指名して責任体制を明確化すること等により、継続して予算と支出実績を管理する体制を強化した。 令和元年度においても中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとの予算執行状況を把握した。	＜根拠＞ 四半期ごとに予算執行状況を作成し、役員等に報告することにより、予算及び支出実績を適切に管理し、理事長のマネジメントの強化を図った。 また、予算管理規定に基づき継続して予算と支出実績を管理する体制を構築・運用した。 ＜課題と対応＞ 予算規程等に基づき予算及び支出実績の管理を確実に行い適正な運用に努める。	有識者からは以下のような意見があった。 ・予算執行の効率化は図られている。 ・全国の大学でも同様であるが、独立行政法人化以降の各種予算配置については、削減の方向のみしかなされていない。新たな業務や次代が求める教育活動推進のためには、それに見合う予算配置が必要である。 ・特に、ICT 化の体制構築を図るために、環境整備・充実に必要な経費を運用できるよう、適切な予算執行が求められる。
	３．間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の４ 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に 15 業	３．間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の４法人で組織した「間接業務等の共同実施に関する協議会」の報告（平成 26 年７月）に基づき、共同実施することとした 15 種の業務(「物品」、「間接事務」及び「職員研修」）を着実に実施す	３．間接業務等の共同実施 共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・共同実施をした業務の実施状況、費用対効果及び効率化等の検証状況 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教職員支援機構の４法人で「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について共同で行い、費用対効果及び効率化等の検証を行った。 ○物品の共同調達 令和元年度は、以下の品目について共同調達を実施した。その結果、経費の削減に加え、契約担当法人以外の法人での契約行為がなくなり、業務の効率化が図られた。 ・蛍光管 ・事務用品（ドッチファイル等） ・電気供給の調達に係る入札手続き ・電子書籍 ・古紙溶解	＜根拠＞ 共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を一層推進することができた。 ＜課題と対応＞ 今後も４法人の協議会の場で進捗状況等の確認を行い、間接業務	

	務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。	る。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。			・非常食 ○間接事務の共同実施 令和元年度は、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 ・予定価格作成に係る積算 ・会計事務等の内部監査　　など ○職員研修の共同実施 令和元年度は、以下の研修について共同で実施することにより、研修機会の増加や、主担当法人以外の法人の業務の効率化、経費削減が図られた。また、研修を通じて４法人間の職員の交流を図ることができた。 ・新人研修（文書作成研修、ビジネスマナー研修） ・人事制度研修 ・階層別研修 このほか、各法人が主催している研修会やセミナーへの受講機会の提供を、平成 26 年度から実施している。	等の共同実施をより推進していくことで、業務の効率化、経費の削減を図る。	
	４．給与水準の適正化 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。	４．給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。	４．給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・給与水準の適正化の取組状況 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 役職員の給与水準については、主務大臣より、「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ており、総務大臣が定める様式により当研究所ホームページにおいて公表した。また、令和元年度の総人件費（最広義人件費）は 722、938 千円であり、前年度比 4.4%の増であった。	＜根拠＞ 給与水準については、国家公務員の水準未満となっていることから、主務大臣より適正であるとの検証結果を得た。 ＜課題と対応＞ 国家公務員の水準に準拠し、適正な給与水準の維持に努めていく。	有識者からは以下のような意見があった。 ・適切に施行されている。

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	難易度「高」 研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号 0118、0119

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
体育館の稼働率	中期目標期間終了までに、50%以上	－	22% （28 年度計画値：30%）	44.1% （29 年度計画値：30%）	52.8% （30 年度計画値：40%）	52.3% （元年度計画値：45%）		
グラウンドの稼働率	中期目標期間終了までに、50%以上	－	35% （28 年度計画値：15%）	36.4% （29 年度計画値：15%）	41.3% （30 年度計画値：40%）	52.4% （元年度計画値：45%）		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
１．自己収入の確保 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	１．自己収入の確保 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	１．自己収入の確保 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・外部資金の導入状況、自己収入の確保 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ○外部資金の獲得 平成 28 年度の業務の実績に関する評価において「資金の獲得に向けた組織的な取り組みが必要。」との指摘を受けたことから、競争的資金の獲得に向けて、研究職員に対して予算状況の説明を行ったほか、会議で競争的資金の積極的な獲得を促す等、外部資金の獲得に向け組織的に取り組んだ。平成 30 年度比では、新規＋継続で２件増加し 22 件となり、交付額も 6、424 千円増の 40、950 千円となった。 （科研費応募及び採択状況） 平成30年度：申請 20件、採択 8件、採択率 40% 令和元年度：申請 19件、採択 6件、採択率 32% 新規＋継続：平成30年度 申請 －、採択 20件、採択率 －／令和元年度 申請 －、採択 22件、採択率 － 交付額：平成30年度 34,526千円／令和元年度 40,950 千円	＜評定と根拠＞ 評定：B 科学研究費補助金の獲得に向け組織的に取り組み、前年度を上回る資金を確保することができた。 ＜課題と対応＞ 厳しい財政状況の中、期待された研究成果をあげるために、科学研究費補助金だけでなく、民間の外部資金の獲得にも積極的に取り組み、引き続き競争的資金の獲得及び自己収入の確保に努める。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 体育館の稼働率（計画値 45%に対して実績値 52.3%）、グラウンドの稼働率（計画値 45%に対して実績値 52.4%）であり目標を達成した。 ＜今後の課題＞ ・老朽化した施設・設備の計画的な改修・更新及び有効活用を推進すること。 ＜その他事項＞ 有識者からは以下のような意見が

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>うち
直接経費</td><td>26,576千円</td><td>31,500 千円</td></tr>
<tr><td>うち
間接経費</td><td>7,950千円</td><td>9,450 千円</td></tr>
</table>

（科研費以外の外部資金）
<table>
<tr><th>資金名</th><th>金額</th><th>研究課題名</th></tr>
<tr><td>一般社団法人日本事業所内保育団体連合会（平成30～令和元年度）</td><td>300千円</td><td>国内の事業所内保育施設における聴覚障害幼児の実態に関する調査</td></tr>
<tr><td>柳井正財団（平成30～令和元年度）</td><td>5,000千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究</td></tr>
<tr><td>ファーストリテイリング財団（令和元年～２年度）</td><td>5,000千円</td><td>盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究</td></tr>
</table>

このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ９名、計 2,258 千円（直接経費 1,760 千円、間接経費 498 千円）の配分を受け、研究を実施した。

○自己収入の確保
研修員宿泊棟の宿泊料については、平成 25 年度から 27 年度にかけて段階的に増額改定を行ってきた。令和元年度も引き続き自己収入の確保に努め、宿泊料収入のほか、間接経費が増となった。また、台風被害等の保険料収入もあり、計 44、789 千円（平成 30 年度：33,754 千円）となった。</td>
<td></td>
<td>あった。
・外部資金の調達のための研究も組織的積極的に取り組み増加している。

・寄付金については、必要であれば目的を明確に示したうえで受け入れ、どのように活用したか報告をするなどし、寄付者を増やす方策の工夫をお願いしたい。

・自己収入の確保は、その努力に関しては、評価できる。しかし、研究所としてのものは、民間企業とは異なり、営利目的での研究が行われるものではない。自己収入の確保は、研究所の設置目的からしても再検討が必要ではないか。</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>２．体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。
グラウンドについて</td>
<td>２．体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館について、研修事業での活用を図るとともに、体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進するため、「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」を策定し、これに基づき、ｉ）広報活動の充</td>
<td>２．体育館及びグラウンドの外部利用の促進

「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」に基づき、ｉ）広報活動の充実、ⅱ）利用可能日の拡充、ⅲ）利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、ⅳ）利用申込方法の改善、ｖ）外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により令和元年度は、体育館 45%以上、グラウンド 45%以上の稼働率を確保する。</td>
<td>＜主な定量的指標＞
・体育館 45%以上、グラウンド 45%以上の稼働率確保

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
特になし</td>
<td>＜主要な業務実績＞

・　体育館及びグラウンドの外部利用について、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するため、横須賀市・横浜市教育委員会及び、横須賀市全域及び横浜市の一部の小・中・高等学校、特別支援学校、障害者団体・障害者スポーツ団体等へパンフレットを配布するとともに、研究所ホームページに利用案内に掲載し、幅広い広報に努めている。
・　体育館及びグラウンドの利用については、ホームページに掲載している予約状況の期間を広げ</td>
<td>＜根拠＞

外部利用促進のため、広報活動や利用方法の周知を図り、体育館及びグラウンドともに目標を上回る稼働率を確保することができた。

＜課題と対応＞
引き続き、近隣地域や障害者スポーツ団体等に対する広報活動や、利用方法の改善</td>
<td>有識者からは以下のような意見があった。
・施設設備の外部利用については、障害のある児童生徒に対しても、積極的に行っていただきたいが、安全面での十分な対策や配慮をお願いしたい。

・施設管理運用について、研究所の所在している地域の中で、その努力は認められる。特別支援教育研究所として、その使命の範囲での外部利用が求められる。</td>
</tr>
</table>

	は、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。 【指標】 ・中期目標期間終了までに、体育館及びグラウンドの稼働率を50%以上とする（体育館 平成23年度:32.1%、平成24年度:19.0% 、平成25年度：19.6% 、平成26年度：13.7%、グラウンド 平成23年度：36.8%、平成24年度：38.6%、平成25年度:9.9% 、平成26年度:6.7%）。 【優先度：高】【難易度：高】 これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。	実、ⅱ）利用可能日の拡充、ⅲ）利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、ⅳ）利用申込方法の改善、ⅴ）外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により、中期目標期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する。			ることにより、さらに利用者の利便性の向上を図った。 ・　利用料金については、障害者スポーツ団体が体育館及びグラウンドを利用する際の使用料を通常利用の料金の２分の１としている。 ・　障害者スポーツ団体の利用実績としては、令和元年８月に東京 2020 パラリンピック競技大会の正式種目であるゴールボールの 強化指定選手が所属するチーム（団体）が利用した。 　令和元年度の体育館の稼働率は52.3%（年度計画 45%）、グラウンドの稼働率は 52.4%（年度計画45%）となり、目標稼働率を上回った。	等の利便性の向上に努める。	・グラウンドの稼働率が前年度に比べて上昇しており、取組が評価できる。オリンピック・パラリンピック開催の観点からも、障害者スポーツでの利用を含め、引き続き積極的な広報に努めてほしい。 ・体育館・グラウンドとも、学校における障害者スポーツの指導や普及に関する取組の検討も望まれる。
	３．保有財産の見直し 　保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。特に、体育館、グラウンドについては、利用実績等を踏まえ保有の必要性を検討すること。	３．保有財産の見直し （１）保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 （２）体育館、グラウンドについては、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る	３．保有財産の見直し 　保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 　保有財産については、当研究所の研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。また、施設環境委員会を開催し、保有財産が必要であることを確認するとともに有効利用の促進に努めている。	＜根拠＞ 　保有財産については研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。 ＜課題と対応＞ 　保有財産の有効活用に努め、施設環境委員会で必要性	有識者からは以下のような意見があった。・適切な評価が行われている。

		基本的視点について」（平成 26 年総務省行政管理局）に基づき、その保有の必要性を随時検討し、仮に不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。				について確認を行うなど、不断の見直しを行う。	
	４．固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。	４．固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。 Ⅳ　予算、収支計画及び資金計画 １．中期計画予算 別紙１のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定） ２．平成 28 年度～32 年度収支計画 別紙２のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定） ３．平成 28 年度～32 年度資金計画 別紙３のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）	４．固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。 Ⅳ　予算、収支計画及び資金計画 １．令和元年度予算 収入　1,088,165 千円 運営費交付金　1,043,129 千円 施設整備費補助金　40,212 千円 雑収入　4,824 千円 支出　1,088,165 千円 人件費　721,200 千円 一般管理費　120,208 千円 業務経費　206,545 千円 研究活動　56,017 千円 研修事業　49,967 千円 情報普及活動　83,619 千円 インクルーシブ教育システム構築推進事業　16,942 千円 施設整備費　40,212 千円	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 複合機の契約について，賃貸借，メンテナンス，トナーを別々に契約していたものを情報出入力に関するサービスを一体として調達することにより，これらに要する費用を前年に比べて 737 千円削減した。このほか，所内会議での節電の要請，会計システムによる個々の予算管理の実施，旅費等の支払通知の電子メール化，所内各種会議におけるタブレット端末の活用等によるペーパーレス化を推進し，業務運営コストを縮減するための活動を継続している。【再掲】 １．令和元年度予算 収入　1,128,131 千円 運営費交付金　1,043,129 千円 施設整備費補助金　40,212 千円 寄附金収入　101 千円 雑収入　28,610 千円 受託事業等（間接経費含む） 16,079 千円 支出　1,268,331 千円 人件費　715,497 千円 一般管理費　64,212 千円 業務経費　273,736 千円 研究活動　48,715 千円 研修事業　117,954 千円 情報普及活動　87,773 千円 インクルーシブ教育システム構築推進事業　19,294 千円 施設整備費　200,415 千円 寄附金　249 千円 受託事業等（間接経費含む）	＜根拠＞ 見直した複合機に関する契約を中心に、固定的経費の削減を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 契約の見直しや会議等のペーパーレス化を推進し、引き続き固定的経費の削減を図る。	有識者からは以下のような意見があった。・固定的経費の節減に向けての姿勢を評価できる。必要な経費を削減することにより、研究所としての活動や研究活動に支障を来さないよう要望する。

					14,222 千円		
			２．令和元年度収支計画 費用の部　1,048,586 千円 人件費　721,200 千円 一般管理費　120,208 千円 業務経費　207,178 千円 収益の部　1,048,586 千円 運営費交付金収益 1,043,129 千円 自己収入　4,824 千円 資産見返運営費交付金戻入　633 千円		２．令和元年度収支計画 費用の部　1,459,594 千円 人件費　661,826 千円 一般管理費　102,247 千円 業務経費　297,711 千円 財務費用　856 千円 雑損　4 千円 臨時損失　396,950 千円 収益の部　1,546,747 千円 運営費交付金収益　986,029 千円 資産貸付収入等　30,820 千円 資産見返負債戻入　19,828 千円 引当金見返に係る収益　76,753 千円 臨時利益　433,317 千円		
			３．令和元年度資金計画 資金支出　1,088,165 千円 業務活動による支出 1,047,953 千円 投資活動による支出　40,212 千円 資金収入　1,088,165 千円 業務活動による収入 1,047,953 千円 投資活動による収入　40,212 千円		３．令和元年度資金計画 資金支出　1,268,331 千円 業務活動による支出　1,067,916 千円 投資活動による支出　200,415 千円 資金収入　1,128,131 千円 業務活動による収入　1,087,919 千円 投資活動による収入　40,212 千円		
		Ⅴ　短期借入金の限度額 限度額３億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。	Ⅴ　短期借入金の限度額 限度額３億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。		＜主要な業務実績＞ 該当なし。		
		Ⅵ　剰余金の使途 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。	Ⅵ　剰余金の使途 剰余金が生じた場合は、研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。		＜主要な業務実績＞ 該当なし。		

４．その他参考情報
特になし。

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和年度行政事業レビュー番号 0118、0119

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	１．内部統制の充実 研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実･強化すること。 各種の規程を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築 ② 研究所のマネジメ	１．内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。 内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備 ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業	１．内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。 研究所の中期目標、中期計画等の達成を阻害する要因（リスク）への対応計画を「アクションプラン」として改定し、計画的に対応する。 内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備 ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③内部統制を有効に機能させるため、定期	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ・　内部統制委員会、内部統制推進室会議を設け体制整備を図り、災害に関するリスク、業務に関するリスク等の検討を行い、それに基づきリスク発生時は対応することにした。 ・　理事長が主催する月２回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達や、定期的な内部監査及び監事監査の実施、監査結果の理事長への報告等の伝達を迅速に行った。 ・　新たに法人の業務の適正を確保するための体制の運用方針を定めた「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内部統制システムの運用方針」を策定するなど内部統制の強化を図った。 ・　特に、国の新型インフルエンザ等感染症の対応計画に準じた研究所の業務継続計画（新型インフルエンザ等）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策についての対応を行った。 ・　監事による監査及び内部監査への対応として、職員に対して、平成 30 年度監査で指	＜評定と根拠＞ 評定：B 左記の業務実績により、理事長のリーダーシップの下、リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円滑化、監査結果の伝達による業務改善が図られ、内部統制の充実・強化が図られた。 ＜課題と対応＞ 監査で指摘があった事項については、次年度も継続的に監査を行い、業務改善が図られているか確認し、引き続き内部統制の充実・強化に努める。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ ・我が国の特別支援教育推進のためには、学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進する必要がある。そのためにも、研究所に隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力が不可欠であり、連携の強化に向けた体制の充実や取組を加速することが求められる。 ＜その他事項＞有識者からは以下のような意見があった。 ・法人の業務の適正を確保するための体制の運用方針を定めた「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内部統制システム

	ント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。	務運営において活用 ③内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。	的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映 を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。		摘があった事項については周知し、適切な対応を求めるとともに、令和元年度も継続的に内部監査を行い、業務改善が図られているかの確認を行った。		の運用方針」を策定するなど内部統制の強化を図ったことは、評価できる。 新規事業は、予算面からも難しい状況となっており、その中での工夫が認められる。
	２．情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	２．情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。 これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年１回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。 併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年１回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。 また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	２．情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。 これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年１回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。 併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育・訓練・研修を年１回以上実施し、職員への周知徹底及び組織的対応能力の強化を図る。 また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ １．関係規程等の整備・見直し ・ サイバーセキュリティ基本法に定められている情報セキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、平成31年４月１日付けで、情報セキュリティポリシーを改訂した。 ・ 情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ対策推進チームの設置や情報セキュリティインシデント対処手順、情報セキュリティに関する教育実施計画の見直し等を行い、情報セキュリティ水準の維持に努めた。 ２．リスクの評価 情報セキュリティ委員会を開催し、研究所の基幹システム及び財務会計システム、人事給与システム等について、連絡体制の確認、情報システム台帳の整備等を行うとともに、基幹システムについて情報セキュリティに関するリスクの洗い出し及び評価を行った。 ３．自己点検の実施 研究所の情報セキュリティ対策基準において実施が求められている情報セキュリティ対策の実施状況について、各人が自ら確認するための自己点検を行った。 ４．情報セキュリティに関する教育・訓練・研修	＜根拠＞ 情報セキュリティ・ポリシーの改正を行ったこと、職員を対象とした自己点検や標的型メール訓練、自己点検を実施したことにより、情報セキュリティ水準の維持向上を図るとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。 ＜課題と対応＞ 引き続き情報セキュリティの強化を図るとともに、研修等を通じて職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることで、情報セキュリティ水準を適切に維持していく。	有識者からは以下のような意見があった。 ・今日の情報化社会において、情報セキュリティ対策の改善は必要不可欠であり、国の機関として高い水準の維持が求められる。今後も定期的に情報セキュリティ・ポリシーの見直し等を行い職員の意識向上を図っていただきたい。

					全職員を対象に、標的型メール訓練を実施し、その結果を情報セキュリティ委員会で共有し、各部・センター等での注意喚起を図った。		
	３．筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図ること。 また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。	３．筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	３．筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校と教育研究の推進を図る取組を行ったか。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ○教育研究の推進 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共同し、円滑な教育研究協力及び児童等の教育について相互協力に資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図っている。 また、科研費による研究課題「共に学ぶ場における発達障害児と典型発達児の他者・自己理解を促進する心理教育的支援」において、同校の協力を得て研究を推進している。さらに、研究所で開催する特別支援教育専門研修の研究協議ポスター発表会や各種勉強会等に久里浜特別支援学校の教職員が参加したり、同校主催の校内研修会等へ研究所職員が参加したりする等の連携や、久里浜特別支援学校の防災訓練に研究所職員が参加したり、研究所の防災マニュアルに相互の協力について記載する等の取組を行った。 ○共同調達 筑波大学と当研究所は、効果的・効率的な業務運営のために共同調達に関する協定書を締結しており、これに基づき、令和元年度は、学校給食及び研修員の宿泊に伴う食事を提供するための食堂運営業務の共同調達を実施した。	＜根拠＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連絡会議や研究協力機関として研究を推進したこと、共同調達の取組を通じて効果的・効率的な業務運営に資することができた。 行事や事業の広報活動も互いに協力することで、効果的に行う事ができた。 ＜課題と対応＞ 教育研究分野や当研究所での研修において、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を強化していくことが課題である。 また、筑波大学側の事情で、令和２年度以降は共同調達が困難な状況である。	有識者からは以下のような意見があった。 ・筑波大学附属久里浜特別支援学校での研究は学校現場の実態を把握しながらの研究として重要な取組である。地方の学校現場と状況の違いもあることが予想されることから、このような研究成果を地方の学校でも取り組めるような工夫を検討していただきたい。 ・研究所は研究機関であるが、実践を行っている筑波大学附属久里浜特別支援学校が、立地的にも隣接している。今後も、研究している内容と実践が関連し、より効果の高いものとなるよう連携の推進に努められたい。
	４．施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計	４．施設・整備に関する計画 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整	４．施設・整備に関する計画 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化の	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 研究所の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めたか。	＜主要な業務実績＞ 研修員、職員等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強靭化に資するべく、間知石擁壁補修改修工事、土留擁壁撤去新設工事、研修棟北側外	＜根拠＞ 研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、計画どおり、間知石擁壁補修改修工事、土留擁	有識者からは以下のような意見があった。・国内で多発する自然災害等の状況下において、特別支援教育の拠点としての機能を果たす上で、重要な工事である。 ・研究推進にあたり、施設・整備

	画的な修繕・改修等を推進すること。	備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。 本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙４のとおり。	ための計画的な修繕・改修等を推進する。特に、保有施設付近の通行者、研修を受講する教職員等の安全性の確保に資する修繕・改修等を重点的に実施する。 また、業務の円滑な実施のため、各室の利用状況を確認し、効率的な利用が図れるよう必要な整備等を進める。 （令和元年度施設整備） 研修員宿泊棟（西・東棟）北側外壁等改修工事	＜評価の視点＞ 特になし	壁改修工事および研修員宿泊棟（西・東棟）北側外壁等改修工事の設計業務及び本体工事を実施、３月に竣工した。	壁撤去新設工事、研修棟北側外壁改修工事および研修員宿泊棟（西・東棟）北側外壁等改修工事を行い年度内に竣工することができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、計画的な施設整備を行い、研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進する。	は必要不可欠である。独立行政法人化以降、予算面で厳しい状況になっているが、日本全体の特別支援教育の中心である本研究所の施設・整備を図ることは、日本の特別支援教育の充実につながると考える。
	５．人事に関する計画 新規採用や人事交流等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保に努めること。また、研修等の実施により職員の資質向上を図ること。	５．人事に関する計画 （１）方針 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 （２）人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員	５．人事に関する計画 （１）方針 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）に基づき、研究所における長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等を図る。 （２）人員に係る指標 常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めたか ・新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図ったか ・職員研修の計画的な実施及び他法人との共同実施による職員研修を行ったか ・常勤職員について業務等を精査し職員数の適正化に努めたか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ ○業務運営の効率化 組織体制については、業務量等を勘案し、引き続き４部２センター制を維持しつつ、研究職員の部・センター・研究班の配置を見直した。また、第５期中期計画策定に向けた検討のため、第５期中期計画検討会を設置し、その中で業務運営の効率化、業務量の変動等に柔軟に対応できる組織について検討している。 ○職員の計画的配置 人材の確保については、公募等を行うことにより２名の新規採用を行うとともに、国及び教育委員会との人事交流により６名受け入れた。さらに、研究活動等の強化を図るため、２名の客員研究員を採用した。 ○職員研修 職員研修については、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施することで、単独では実施困難な研修や業務の効率化、経費の節減を図った（新規職員採用研修、人事制度研修、階層別研修を実施）。また、所内においては、人事評価制度研修を実施し、職員の資質向上等に努めた。 ○働き方改革	＜根拠＞ 組織体制は維持しつつ、研究職員の部・センター・研究班の配置を見直すとともに、公募や人事交流により幅広い人材を確保した。 職員の資質向上を図る職員研修については、他法人と共同で実施することにより、効率化した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、業務量に応じた柔軟な組織体制の構築を図るとともに、人事交流等による人材の確保、効率的な職員研修等の実施等により、職員の資質向上や専門的な能力の向上に努める。	有識者からは以下のような意見があった。・教育委員会との人事交流については、交流者を出す側にとってもメリットが大きいので継続（拡大）していただきたい。 ・新型コロナウイルスの影響による研究方法を検討することは必要である。特に、学校教育におけるオンライン学習の導入及びその方法の研究を深めるためにも、リモート研修やテレワーク等の研究開発も重要であると考える。

		数の適正化に努める。 （参考） 　中期目標期間中の人件費総額見込み 　　2,964 百万円 　ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職手当及び法定福利費は含まない。	客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。また、教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。		働き方改革の一環として、テレワーク制度の本格運用を開始し、25 名（延べ 172 回）の職員がテレワーク勤務を行った。 ○職員数の適正化 　常勤職員数については、業務量を勘案し、昨年度比２名増の 69 名とした。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止 ・　令和２年２月以降からの新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、導入済みのテレワークや時差出勤を推進するとともに、職員の出張については、延期・中止とした。また、所内会議、外部有識者との研究協議会については、テレビ会議等で対応することにした。 ・　体育館及びグランドについて、外部受け入れをとりやめた。	＜課題と対応＞ 　感染症拡大防止の取組を継続していくとともに、テレワーク、時差通勤、交代制勤務などの働き方の工夫も継続的に行っていく必要がある。	

４．その他参考情報
特になし。